郷土調査項目

序

一 朝倉村の位置
　1 地理的位置
　2 関係的位置
　　㊀ 磯城郡より見た朝倉村の位置　㊁ 奈良縣より見た朝倉村の位置
　　㊂ 朝倉村より主要都市に至る距離
　3 垂直的位置

二 朝倉村の面積

三 朝倉村の地帶構造及地質
　1 大和高原
　2 初瀬川氾濫原
　3 龍門山塊

四 朝倉村の地勢
　1 大和高原
　2 初瀬川氾濫原
　3 龍門山塊

五 朝倉村の氣候
　1 氣温
　2 雨量
　3 風向と風速

六、大字の沿革
一、朝倉村名記源考
二、朝倉村邑名記源考
七、朝倉村の交通
一、道路　二、鉄道及び電車
三、村管理道路　四、交通量調査　五、諸車調査
八、朝倉村の政治
一、朝倉村　二、監督官廳　三、行政機関　四、執行機関
補助機関
財政　一、豫算　二、豫算并案　三、朝倉村歳入歳出豫算書
四、朝倉村農會歳入歳出豫算書　五、朝倉村銃後奉公會歳入歳出豫算書
六、朝倉村基本財産　七、朝倉村々有財産　八、納税
學校管理者一覧表
九、朝倉村の戸數
一、戸數　二、人口　三、人口動態
一〇、朝倉村の生業
一、農業　二、養蚕業　三、商業　四、畜産業
五、工業　六、其他
一一、朝倉村の勞働状態
一二、朝倉村の教育
一、本村の教育機関　二、黒崎國民学校　三、黒崎青年学校

4 笠間國民學校　5 黒崎校教育後援会　6 映画教育
7 保育所　8 人物

一三 朝倉村の各種團体

1 朝倉村警防團　2 大日本婦人会朝倉村支部
3 朝倉村軍友會　4 朝倉村翼賛壮年團
5 大日本傷痍軍人會筑城郡分會朝倉班
6 帝國在郷軍人會朝倉村分會
7 朝倉村信用販賣購買利用組合　8 朝倉村青少年團

一四 朝倉村の宗教

一五 朝倉村の神社

1 白山比咩神社　2 春日神社　3 玉列神社　4 三輪神社
5 稲荷神社　6 十二神社　7 櫻寶神社　8 素盞嗚神社
9 諸山神社　10 天理教　11 燈籠

一六 朝倉村の寺院

1 谷の防寺　2 龍谷寺　3 長福寺　4 地藏院
5 妙樂寺　6 慈光庵　7 陽雲寺

一七 朝倉村の名所旧蹟

1 泊瀬朝倉宮　2 外鋪山　3 新陽明門院山陵　4 慈恩寺
5 千防寺　6 佐野渡　7 佛事土器の製作所跡
8 古墳　9 狛城　10 長者屋敷　11 竜谷長者

8 古墳　9 狛城　10 長者屋敷　11 竜谷長者

12 春日神社　13 天誅組浪士の墓　14 墨染櫻　15 銀明水井

一八 朝倉村年中行事

1 正月　2 七草　3 とんど　4 二の正月　5 寒の入り
6 節分　7 初午　8 彼岸　9 節句　10 建産
11 八梅　12 夏祭　13 土用入　14 七夕祭　15 盂蘭盆
16 お月見　17 秋祭　18 大晦日　19 其他

一九 朝倉村の風俗習慣

1 婚姻　2 出産　3 厄年　4 還暦祝
5 葬儀　6 其の他の習慣

二〇 朝倉村と文藝

1 俚謡　2 俚言　3 方言と言語
4 迷信

二一 衣食住

1 衣服　2 食物　3 住居状況

二二 衛生

二三 朝倉村方面委員の活動

附

吉野朝の忠臣南朝公

序

知ることは愛することである。
愛は知ることによりて深められる。
我等は祖國を愛し　鄉土を愛す。
我等はより深く祖國を知り　鄉土を識らねばならぬ。
鄉土の地域の研究と鄉土人の歴史的社會的生活の考察とにより
て、鄉土文化を関係的全体的に認識體驗せしめ、鄉土愛を高調し
以て純正なる鄉土精神を啓培しよりよき鄉土を構成するの素質
を養はねばならぬ。本書を編する所以は茲に存す。
研究不充分にて尚多く不備遺憾の点を認む。されど逐時
補正しつゝあり。之を活用することによりて愛鄉、愛國心の長
養に資すると共に、偉大なる人生藝術の素材たり得ば幸甚で
ある。

寄贈

朝倉村の位置

位置するものを詳細に研究すれば興味あるものであつて一國の政治政策等も其の位置によつて大小文配されるものである。今位置を大別すれば次のごとくである。

一、地理的位置
二、関係的位置
三、平面的位置
四、政治的位置
五、金融的位置

茲のうち通常使用されてあるものは次の二つである

一、地理的位置とは氣候的位置とをいつて普通經緯度を以て現はすのである。

本村つゝてゝへば
北緯 百三十五度五十二分
三十四度三十一分

関係的位置

小磯城郡より見た朝倉村の位置

磯城郡の東南部にあつて、東西七粁、南北四粁の細長い村で、北は初瀬町及び磯城向村、東は、初瀬町及び守戸郡、西は櫻井町及び三輪町に南は多武峯村及び櫻井町と境をしてある。南北共に一帯の山脈を以て包圍され、地勢は南より西北に細長く全村八大字の内、東南隅本願寺の三大字は上街道を中心として、人家は概ね街道の両側に連り、其の他の龍谷、和倉、谷、安田の五大字は初瀬川を隔てて東南部の山間に散在す

朝倉村より主要都市に至る距離

日本	一二六〇粁
東京	一五三〇粁
敦賀	一一七〇粁
名古屋	一五〇粁
京都	六一〇粁
外國	
上海	一七二〇粁
新京	二二五〇粁
大阪	四五粁
神戸	六一〇粁
下関	一七五粁
鹿児島	一一二〇粁
東京城	二八〇〇粁

3. 垂直的位置（海拔）

○學校　九三米　○三輪山　四六七米

○外鎌山　二九二米

二、朝倉村の面積

1. 東西　八二五〇米
2. 南北　四四六〇米
3. 面積　一〇七方粁

三、朝倉村の地體構造及び地質

地質を述べるにあたって次の如き地域に分って述べることにする。

- 大根高原
  - 閃緑岩地域
  - 花崗岩地域
- 初瀬川氾濫原
- 龍門山麓　沖積層

1. 大根高原
   ○閃緑岩地域
   三輪山の頂上は全く閃緑岩より構成されてゐるが南部山麓に於ては只この岩石が礫として散在するのみである。
   今其の断面圖を示すと、

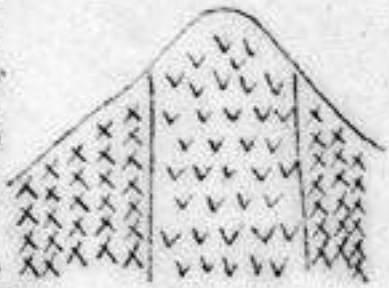

▨ 片狀花崗岩
▨ 閃綠岩

大体右の如くであつて、地質時代に進入した閃綠岩が上部岩石の削剝によつて、露出した。

。片狀花崗岩地域

片狀花崗岩の地域は、大和高原に於て、大規模に發達して居り、本地方に於ては次の諸地方に於ては觀察出來る。

。三輪山の山麓

。三輪山の山麓に分布する分離丘陵

2、初瀬川氾濫原

この地域は皆一樣に沖積層であつて、大体大金質であつて最も肥沃な土壤で農耕地として重要である。

3、龍門山塊

(イ)朝倉山地

朝倉山地は龍山塊の北端に位し全部片狀花崗岩よりなつてゐて、壯年期の開析をうけ、朝倉富士(外鐘山)の諸峯に分れる

(ロ)扇狀地

栗原川扇狀地は大体洪積層と思はれるが更に詳細なステージは不明である。礫は殆んど片狀花崗岩であつて、扇狀地の中央に於て最も厚いや

うであり、礫の直径も三〇―四〇糎位のものがある

四 朝倉村の地形

朝倉村の地形は次の如く分けて考へることが出来る

I 大根高原
1. 卷向山 断層崖

II 初瀬川沈降原
初瀬谷の非対称
桑原川南狭地

III 龍門山塊（朝倉山地）
1. 朝倉山地主部
深い谷底の廣い沈積物の堆積した谷底―晩壮年形
2. 龍谷谷
3. 泊瀬坂谷
4. 笠間兵田盆地

之を図示すれば次頁の如くである

今各地形上について細説することとする

1 大根高原（卷向山断層崖）

大根高原は卷向山の南端三輪山（四六七米）卷向山（五六七米）に於て卷向山脈の層崖を以て切断せられ、初瀬川谷に向つて急降下して山麓線を基東西に一直線をなしてゐる 断層崖侵蝕崖の頂上は三輪山の山頂より稜線は真直に東に走り、卷向山に連続してゐて、この線を分水嶺として南面する崖面を刻む谷は何れも短いが、谷底の比較的廣い谷形をなし、谷底には侵蝕物が

〔朝倉村地形図〕

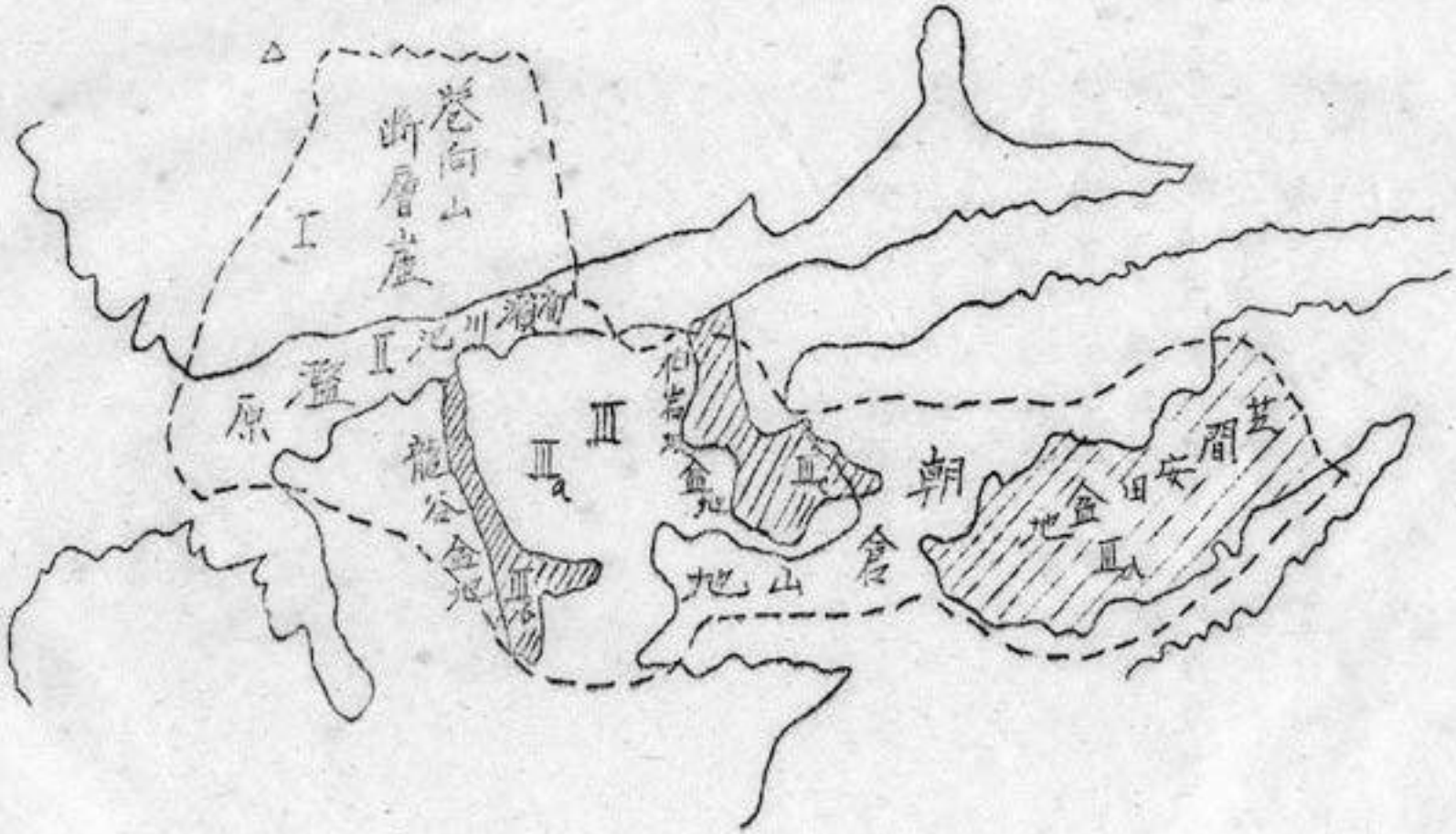

堆積して、晩秋年形の容貌を呈してゐる。斜面には、風化物が可成厚く堆積してゐて、傾斜も比較的ゆるく、大字黒猪の北側斜面に於ては約五十米の高さまで水田に利用されてゐる。又大字黒猪の北側斜面には段畑の程度低く、深い谷を見ないのであるが、この方面に「黒猪原」として知られてゐる特別の庭原を産することは生駒山の生駒谷の産するものと類似してゐる。

脇本慈恩寺北側斜面は比較的深く刻まれ、それらの小谷の両側は水田に利用され、更にその上部は畑地として、近年大いに開墾された。

2 初瀬川氾濫原

初瀬川と吉隠川との合流点より下流新佐野渡橋附近に至るまでの四粁は地形上一単元をなしてゐて、之を初瀬川氾濫原と名づけやう。この中朝倉村と城はその西部下流二粁の部分である。中は村の東黒猪附近に於ては八五〇米、西慈恩寺の西部に於ては四〇〇米である。初瀬川はその氾濫原の中央を流れずして、南方に偏し、南側山地の麓に沿つて流れてゐることは、注目すべき事で、之は恐らく北側の高い巻向山、三輪山の断層崖より供給される土砂の為に川が南側に押しやられた結果であると思はれる。この氾濫原はよく耕されて、居人と水田に利用され、朝倉村の農産物の過半はこの地で産するのである。

(四) 栗原川扇状地

字陀ケ辻より西北に長径八〇〇米、短径四〇〇米許りの楕円形の地域は栗原川の扇状地と見做すことが出来る。この扇状地面は初瀬川氾濫原より一段高くこの扇状地の西北部に於ては二〇米許りの崖を以て初瀬川氾濫原に臨んでゐる。大字慈恩寺小字阿部尾正木及び大字外山の水田の「水もちが悪い」と稱せられるのもこの地形と関係あるものと思ふ

3. 朝倉山地（龍門山塊）

初瀬川沿岸の南側を占める山地は大部分は三百米以下の低い山地で、笠坂の南東部及び狛の東部より笠間の北部の地域はこれより高い山地があり狛の東部に位する五二五、五米の山頂が本村の最高位を占めてゐる。狛より笠間に通ずる狛峠は三八〇米余りで之を以て大和川と淀川の支流木津川との分水嶺をなしてゐるわけである。

この山地は低山地の特徴として大して侵蝕の時期が経過してゐるわけではない。尚可成細かに侵蝕され山頂が圓く山腹は厚い風化土でおほはれて、谷、谷にも土砂が沈積して、水田に利用されてゐる。

この地域を更に区分して

(イ) 龍谷渓谷　(ロ) 狛岩坂渓谷　(ハ) 笠間安田盆地　(ニ) 其の他の山地

の四区に分つことが出来る

(イ) 龍谷渓谷

谷幅約百米位長さ約千八百米許りの狹長な渓谷が碧人ど眞直に南イ東に朝倉山地に入り込み、その南部に於て東側に龍谷部落の位置する長さ約五百米巾約五十米の小盆地があり渓谷の両側は階段式水田或は畑地になってゐる

この渓谷は龍谷渓谷と殆同形のもので初瀬町大字出雲の東部に於て眞直に南イ東に千二百米許りのびて更に南東に屈曲して七百米許りのびてゐる。しかして幅は龍谷渓谷よりも一段廣く両側山地又高く隨つて狛川の水量は龍谷のそれよりも多いのである。渓谷の両側は階段式に主として水田に利用されてゐることも龍谷渓谷と同様である。

(ロ) 狛岩坂渓谷

(ハ)笠間安田金地(三二〇—三六〇)

伯耆坂渓谷をさかのぼり三百八十米許りの伯峠を越えると急に眼前に笠間安田金地が展開する。東西に長径二粁幅約五百米、金地底は西に高く約三百六十米、東に低く三百二十米の高度である。北は笠間山地南は丘陵性の神戸山地西は伯山地東は宇陀川の渓谷に連續してゐる。安田東方の開墾地で区切られた金地である。川は金地の北側に位する村の最高所嶽山に水源を發し、東南流して金地の中央に出で笠間国民學校の南より東に流れて金地外に出で篠巣に於て宇陀川に合してゐる。金地はよく耕されて殆んど水田に利用されてゐる

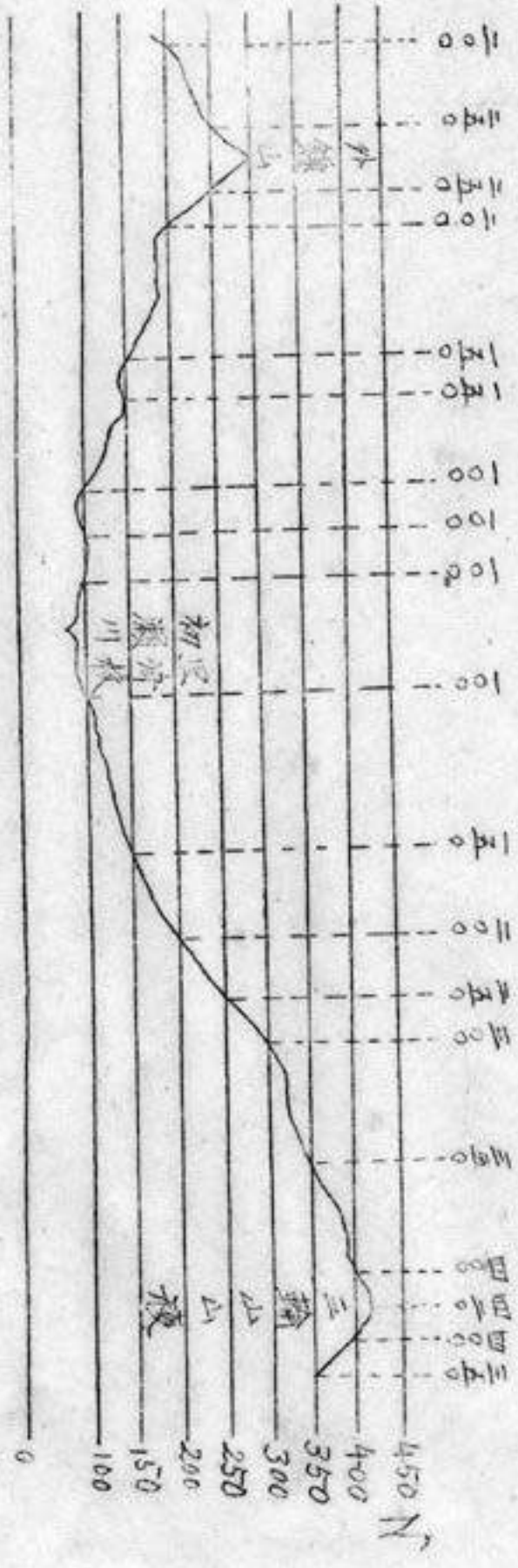

〔(北南)図面断村会第〕

五、朝倉村の氣候

本村は面積僅か一〇、七方粁の小村であるが、地形が複雑で、平地あり、山地あり、且つ其の位置奈良盆地より宇陀山地に跨るので、之を詳細に観察すると、場所によって、その様子が異ってゐるのは明らかであるが、まだ観測所なく、又研究調査したものなく、その状況を知ることが出来ないのは遺憾である。

しかして、本村の主要部をなす初瀬川氾濫原地域は平地とはいへ、渓谷として特殊性を有するもその正確な特徴は観測所がない為、記述することが出来ない。今後適當な観察調査によって研究する外はない。今便宜上八木測候所は最同じ高度であるため、之を記載して本村の氣候を類推しよう。

奈良盆地の氣候の特色は温暖寡雨で、その西に隣接する瀬戸内海式氣候に類するけれども、海洋に遠ざかってゐる地域であるため、稍隣接地方と異り寒暑の差が割合に大で、内陸式氣候を示してゐる。

イ、氣温　本村は地形に隨って氣候にも

(イ)初瀬川流域区
。巻向山断層崖区
。初瀬川氾濫原区
。龍谷伯岩坂渓谷区
(ロ)笠間安田区

の二地方に分つことが出来る。

而して初瀬川流域区は奈良盆地区式氣候を有し、笠間安田区は宇陀山地区式氣候を示してゐる。

今八木観測所の各月の平均氣温を示すと次の如くである。

氣溫表

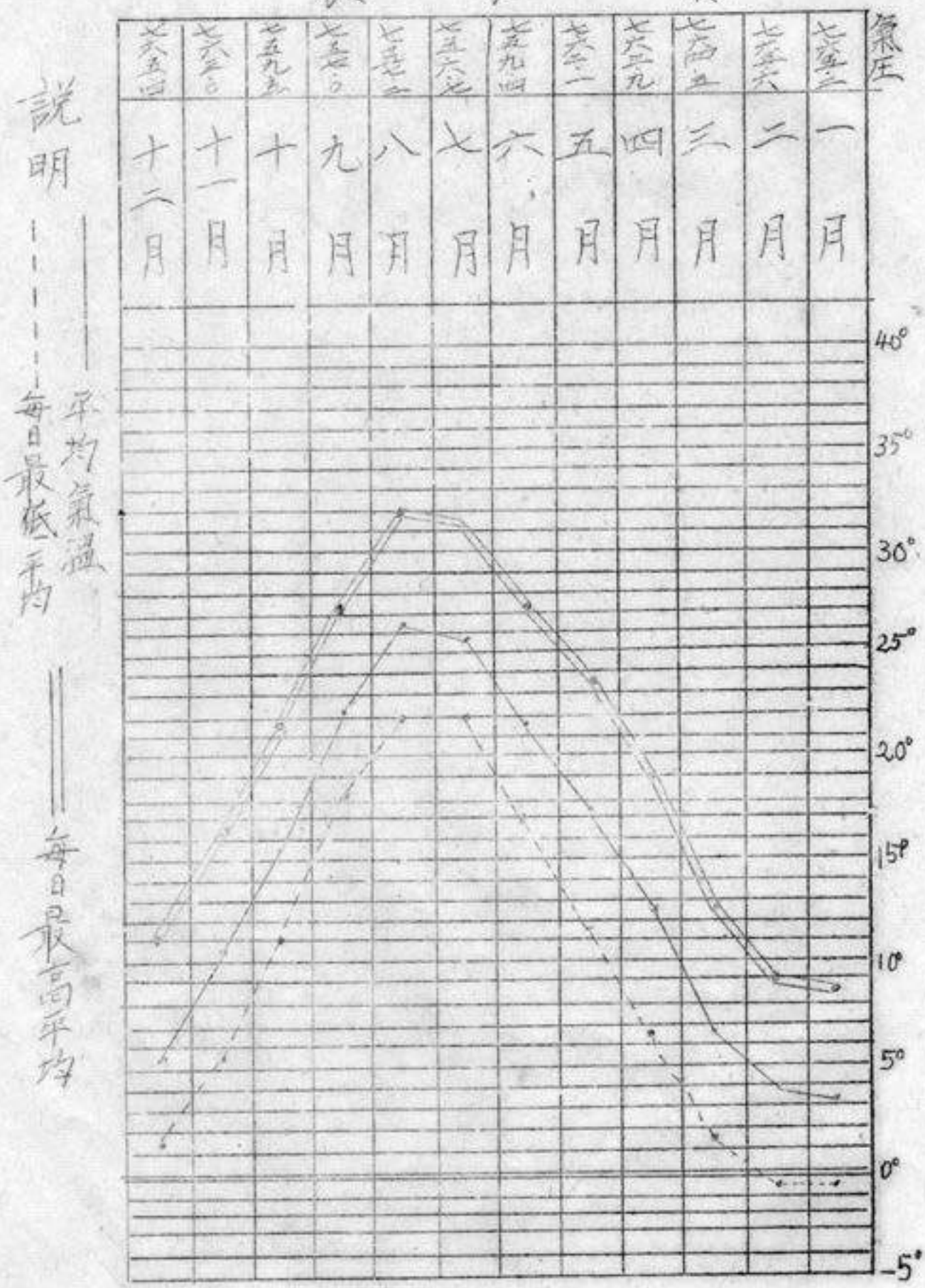
氣圧
一月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月
40°
35°
30°
25°
20°
15°
10°
5°
0°
-5°
説明
平均氣溫
毎日最低平均
毎日最高平均

2. 雨量

年雨量は奈良盆地に少く八木測候所観測は一四三三粍、宇陀山地に多く榛原観測は一六六六粍を示してゐる。降水量の月別降水量を見るに、季節風に関係して夏多く冬少いが六月の梅雨期九月の颱風期は特に多い各月に於ける降水量を示せば次の如くである。

	降雨日数	降水量
一月	11.0	57.8
二月	11.4	60.3
三月	14.3	94.8
四月	13.6	117.9
五月	12.8	110.6
六月	15.1	194.5
七月	14.2	187.8
八月	12.3	127.1
九月	15.8	216.9
十月	12.8	129.1
十一月	12.0	83.0
十二月	12.2	59.2
年総日数及総量	157.5	1433.0

霜雪の季節

初雪平均　十二月二十一日
初雪最早　明治三十四年十二月四日

初霜平均　十一月六日
初霜最早　大正十五年十月二十一日

終雪平均　三月十八日
終雪最晩　明治三十五年四月十一日

終霜平均　四月二十三日
終霜最晩　大正十五年五月十七日

3. 風向と風速

本地方に於ける風速は余り大でない。即ち年風速平均は一、五米であつて一年の中最大風速月は二月の二一米、最小は九月十一月十二月の一一米で

ある。而し九月の颱風襲来期の風速は大約十五米―二十米で石垣島の五十四米の風速とは問題にならない位である。尚本地方風として初瀬谷に於て発達する山谷風をあげねばならぬが之もあまり顕著でない。

六、部落の沿革

一、朝倉村沿革記源考

日本書紀に「雄略天皇設壇於泊瀬朝倉即天皇位遂定宮焉。」通説又在黒崎宮坂二村間（今朝倉村大字黒崎大字宮坂）

姓氏録に「奈酒公奉奈氏養蚕織絹庸諸国貢進如丘如山積蓄朝廷天皇嘉之特命寵命設諸奈氏備八丈大蔵於宮側納其貢物故名其地曰長谷朝倉宮」

氏族志録に「氏蔵公系出阿智使主子都賀四世東人履中雄略二朝相踵建内蔵大蔵納諸国調絹使東西文氏勘録其簿於是漢氏賜姓為大蔵内蔵二氏」

旅氏録古語拾遺に「南王編年記云朝倉宮在城上郡磐坂谷南北町詩。」朝倉は蔵庫は因める號なり蓋後世校倉又又倉といふは即ち朝倉なり。其の制は古歌に謂ひゆる朝倉や木の丸殿といふ類にして横材をたゝみ之を造為す。又支倉と云説あり波世庫と訓む支は又の誤にて長谷倉なるべし。

東大寺諸に宝庫は四角なる木を横上げて造る。之をアゼリアゼ倉と稱す。

下學集人庫をアゼクラと訓むと或書に見る。

和名抄校倉阿世久良蔵穀物也。

然れども支倉は後世仏倉の氏衣に遺るのみにて本来微詮を得ず。

特訓琴云和名抄校倉をあぜくらとよみ今昔物語守治拾遺にも見ゆ、あぜは畦の義なるべし。方なる木を打違へて井桁の如くに組立て木の角を外へあらはす。

依て下學集には又倉と書く。

新猿楽記にも又倉に作り。

俗に「あぜ」ともいへり。　姓氏録には賜籠とかいへり。　北山村に秋屋

「あぜ」とよむ。

2、朝倉村邑石記源考

(イ)大字慈恩寺

磯城郡志によれば、真言宗の大寺院にて、慈恩寺と稱せし由記載されあり。即ち古昔、唯識論派の高僧慈恩大師支那より北の地に來り、曹洞宗を開き、寺塔を建立したり。後現在の支那山西省太原に歸り入寂したりと傳ふ。寺石が邑石となりしは何人も肯定し得るも、其の詳細につきては判明する文獻なし。最近開墾せる小字堂所にて發掘せる布目丸瓦又は奈良朝時代の技師の鑑定によれば、奈良朝時代なること判明せり。い字中には堂所、十坊寺、寺垣内内之坊、油田、七間堂等の地方殘りたるによりても寺院跡なる事判然たり。而し、現在の内垣内が旧大字にて縣道筋の町は家町時代以後の発達せしものか。金石文によりて證するに東野氏の伏養碑又は「正長元年より元和三年に至る」云々と記されあるによりて、室町時代初期に於て内垣内東野氏の存在を知るを得。縣道筋に於ては辻堂地藏尊銘に慶長元年月吉日とされ、山川章司氏所藏の旧文書には正徳四年等あるのみにて、内垣内とは、時代も新しきものなり。又大和郷士録によれば慈恩寺藤五郎といふ者この地に居住してゝ石より邑石となりしといふ説あり。

(ロ)大字脇本

邑石の起源判明せず。脇本其の存在がありて、大和郷士録に脇本伊豆守それによつて脇本の起源もわかるべしが、脇本も内垣内が大字にして、現在の県道筋は徳川時代に発達せしものなり。

(1) 大字黒川

磯城郡誌によれば、天正年間戦国時代の初、黒川業なる豪族此の地を支配し住居せしによって起れる旨記せられたり（この地は十市遠忠の麾下に属したりという）

(2) 大字竜谷

氏神三輪神社にして、現在慈恩寺領川向に龍王を祭れる祠ありて、共に龍に関係ある神を奉祀せるによって龍の谷の邑名生じたるものか、又一説によれば慈恩寺領朝倉富士の麓に龍山といふ山あり、古はここに龍狭み居たりと、大なる洞穴あり、旱魃の際雨乞すれば霊験ありと龍谷もそれより来る地名ならんか、

(3) 大字長坂

長坂は境界の轉化ならんか。宇陀郡榛原町神坂氏の宇陀郡名称起源考に於て、宇陀郡赤坂（赤垣坂）に對して磯城長坂ありと説かれたるも、「古則起樹大津神蘿天津磐境、爲我孫奉斎焉」の磐境たらんか、此「字」大字に雄畧天皇泊瀬朝倉宮ありしと傳へらる。

(4) 大字伯

元来伯は東長坂と呼ばれてゐたものが、永世四年に山城、伯に居城せし伯山城守この地に居住し、次第に伯と稱せられるに至つたものである。即ち、

伯村鎮守長福寺由来（中野甚兵郎氏所藏）

柳枝為式上郎伯長福寺之元祖浄阿上人之由来を尋るに昔時大職冠之後藤原朝臣伯氏何某山城ノ國木津川之邊伯郷に居城スルに御公達余多ましますに内方次郎殿と申御方聰明叡知にして五常を守り忠孝を重し神

儒仏之二教ヲ尊敬有就中仏道歸依し給ひ加之出家得度の御志深ク思召
所りといへども元来此君六智人に勝給へハ諸氏の助にも成るへき御方
□□御兩親許容し給す剃髪非本意に深厚之思召によつて蒙赦免剃髪
染衣の身と成り給ふ御法名浄阿上人と申奉類是なら然るに和泉長谷親
世者ハ兼而御信仰有殆遠路暑寒雪霜も厭ひ給はす歩みを運ひたもふと
いへとも隔山川信心不在御心に然るに當伯村ハ在名東宗坂村と云則伯
殿御領地なれハ此所に来り給ひ鎮守の荷明神の社寺に草庵之結ひ居住
し給ふ則今乃長福寺是也厥后豊山に立越往生院に御住居樣し不食ノ御
執行座禪之床に三密之法を修し普門品御行無怠懈之所觀音堂建立
成就之節其餘本尊もつて鎮守之地内に一宇を建立し給ひ日一ノ乃三禮
十一面觀世音像を彫刻有此寺に安置し給ひ人皇九十七代光明院御宇時
應四辛巳六月二日御入定即身成佛し給ふ歳月凡幽百六拾年余人皇四五
代後柏原院御宇永世四丁卯歳伯山城守殿山城國伯より大和國上宗坂村
に御國替候其時在名伯村と改居城し給ふ厥后當御代に至り將軍よりの
御上意によつて越前ノ國之御立越之時御隠居御双方ハ御老人衆長老之
致歩露命の極は難計厚難に思召御子息并に御家人衆輩迄御双方之伴勢
守殿御兄弟御三方ノ内次男新四郎殿伯村に御止り御兩親御助炬為御守
護居住し給ふ別是中野新四郎と申給ふ中野氏御先祖也御兩親御介終後
御墓所石碑等も中野氏居舗之内御建なられ今無怠懈守護也其後久觀音
十一代御光明院御宇慶安戊子年伯伊勢守藤原孝盛公御先祖為法一有之
堂建立則自筆金紙金泥普門品一軸奉納し給ふ則觀音御厨子
浄阿上人由来並ニ中野氏系圖後世に至り無疑念釋□爰小□

伯村長福寺在　土州水正

承應元壬辰年

大日本総内大和国城上郡泊瀬郷岩坂庄長福観音堂並鎮守稲荷社造立之事

洋阿上人入定ヨリ當歳迄三百十九年

原孝澄九世所々領中以岩坂堅固之地築城居之然處昔長谷寺観世音菩薩
常住所有之時廢餘水洋阿上人取來岩坂庄上人千越建立一宇以稲荷為鎮
守所有祈其福靈感有餘彼上人者依為藤原一族吾先祖山城守其子摂津守
雖力旧新造營之而輪奐美星霜不修今到廢壞藤原姓伯伊勢守雖事越前國
守参議源忠昌公自元祖以為建立隔國抽丹悃掄良材術雕鏤者幸尚先孝玄
有願壇透通安休世大居士三十三回忌之辰仍日新造ニハ實其深功德也
大以觀世音菩薩大悲誓願藤埋於此姿婆界現吉祥相救衆生苦以與樂其佛力
與天地調和與春秋更化雖壁萬不離ニハ專祈孝澄君恩日日厚親族群々蔭
命運遠齢福利享通子葉蔓盛孫枝連續是偏為藤埋之擁護力者也　応希上
棟之後柱礎與刻石等棟梁與天地全也

造立之藤原朝臣伯伊勢守孝澄

皆慶安元戊子年九月吉祥日

(10)大字笠間

神社沿革史に狭間(はざま)(峡間)或は笠間(かさま)とあり。
南西北に包まれ峡のやうに細長き平地なるため狭間と名づけら
れしか。　その狭間峡間より轉じて笠間となり、これが地名となりしか。
その詳細判明せず

(11)大字安田

地名の起源判明せず　大和郷土録によれば安田九門といふ者居住ありて
それによりて安田の地名起りしものならんか？

3. 朝倉村内に於ける小字名慈錄（秋山竹司郎氏調査）

(イ) 大字慈恩寺小字名

千坊寺　町屋　門戸　中倉　東フケ　西フケ　西垣内　東方苗代
北山　カウケ原　大岩　ヲトシ　一谷　シタキ谷　スワリ　ワラガリ
油田　飛鳥原　正木　式島　アベヲ　浮谷　ヤケン
川谷　長見谷　鳥居谷　定手　北浦　城　垣内　大谷　天王　尾廣
七廻　赤井谷　ホコウジ　鐘ツキ田　カンコ　獅子燒　柳谷　市木
森谷　山燒　トガ塚　トカマ　柿ノ藪　扇ケ原　ニラ谷　車伏谷
西伏谷

(ロ) 大字勝本小字名

垣内　尼ノゴセ　切畑　西谷　出口　アゴラ　アマコセ　子尾　彦谷
北山　振板　東切　炭燒　山ノ神　宮ノ本　掛田　苗田　春日田
燈明田　角田　エノ木田　イ田　佃田　南ノ坊切　池田　名無田
千坊寺　北垣内　宮ノ本　塚上　杣谷　上切　スコ　岩本　小谷
枝ノ熊　西又　西台　ツクシカ原　奥垣内　西垣内　スンゴヌ　丸山
枝ケ原　庄原山　桑原　一畝所内　マント山　梨シ木　嵩山　水ナシ
カラス畑　カリカ山　カウテン　ハコキ原　金垣出　ハチカサ
ヤドア山　築紫原

(ハ) 大字黒崎小字名

高垣　高野　小谷　阪口　大坪　天ノ森　山上　梅ケ垣内　赤土　宮谷
貫丸　宮本　堂田　休場　水分　垣内　谷小路　床　床鍋　岩坪　炭燒
杉ケ原　墓ノ谷　墓ノ奥　樋ノ本　久保田　出口北　出口道化　立會
コクケ　流川　流地藏　地藏　上川原　高田　高田下　下フケ　花ノ木

鉾田　水花　京田　向井田　セキ　岩本　向田　マント　堀尾　山田
塙野　カシニ　サカシミ　柳ケ谷　中末　一ノ木　ニウ谷　延原
奥田　北浦　大塚　一ノ本　野中　村北　セントリ　十郎節　山内
月ケ谷　スンコウ

(二)大字竜谷小字名
ハツサカ　竜王前　竜王陽　番城谷　城ケ谷　九反田　新ニ反　下切
尾ノ反　北景田　ナカレ　宮ケ谷　駒ケ反　ツツラヲ　下ノ　穴口
下迫林　上ノ坪　天八　堂田　登リ反　スタケ谷　馬場尾　南谷
椿ノ垣内　向角　塚本　宮　南畑　縄手　縄　ワサ田　甲大　サド元
ケイ反　ツクダ　前田　宮ノ辻　乙坂　西久保　イノリ
ケイ谷　山ノ　岩倉　大木本　不動ケ谷　ヨガ谷　中尾
宮ノ下　上ノ代　半田　中越　クル沼田　西塚
ガナシド　西反　ハ
ミヤツ谷　西山　ハサ田
ミセツケ山　奥垣内

(四)大字岩坂小字名
滝　月ケ谷　登リ尾　仲平　中坪　上中坪　ケナデン　ミヤブ　タキガ谷　上坪
ハツラミ　月ケ久保　カケダ　ヤ平　ヤ平下　ハセ田　ウケデン
ヨバサミ　墓田下　林添　兎塚　尾崎　大塚　穴シ谷　岩坪
ヨバサミ　祭田　竹シ川　宮前　社所　大畑ケ　沈田　祈渕
観音堂田　屋敷前　作田　大畑ケ　川原　樋ノ口
奥垣内　カネツキ田　正林田　大日田　中谷　高ク
シルベ井ケ　川原下切　アタゴデン　藪ノ下　三反田　七越　小松原
澤田場ヤシキ　ハツヲジ　助五郎山　峯垣内　巻七ヤシキ　尾尻
左衛門ヤシキ　左右エ門ヤシキ　道ノ下　尾ケ田　ヲネワリ　上ヲン
源六ヤシキ　仁助ヤシキ　宮ノ下　宮ノ上　廣畑ケ井戸　平ノ　高田

(ハ)大字柏小字名

落上井手ノ上　富田　大芝　カシノ木　才五郎山　ヒヒは大坂
辰ノ上　西ヤシキ　原四郎ヤシキ　西浦　射原ノ上　射原ノ下　射原　辻
清水谷　的場下　中下　的場上　上山　峯垣外　宮井　宮垣ヤシキ
久保　小松原　ヲサガ久保　ミソタケ　ヲサキ原　足上　ハラビ高
五郎ヤシキ

トケ　堂天　古田　車谷　万天　口万天　水ナシ　ナケデン　垣内
城谷奥垣内　森本　銚ケ懐　イバ　竹尾　堂尾　平尾田　平坂　石塚
笑　辻堂　下畑ケ　尾ケ谷　ハナセ　中尾　クロハキ　シメジガ谷
梅ノ木谷　四ソタ田　ケラガハナ　小田　カハラ　井手ノ下　五倉
三反田　小畑　桜ガ池　太田　ワ上　下司　ウラデ　色八田　竜ノ本
アマガ谷　キツネノヲ　ハネ　ホコシ　白林　コタデ　アノヤ　寺ノ上
アコヤコ　車本　寺ノ下　イカミ　中尾山

(ホ)大字笠間小字名

赤坂　沢坊　金谷　湯田　住田　下り坊　蝸田　各保田　万水　馬場坊
元後世　向ノ辻　長谷　辻ノ口　妙神田　梨ケ谷　石原　高田　小直度　明光
根武川　奥神田　窪天部　橋本　天王田　向辻　黒石　胡桃
陀羅林　城羅林　馬場垣内　細谷　石原　亀尾　池尾　石垣垣内　辻谷
二本松　了建田　堂ノ前　佃田　蟹　江尾　大津田　堂ノ奥　中田
平畑ケ谷　清水浦　車田　不老ヤシキ　隠レ佛　茅子　川原　樋ノ口　狐塚　苗代
登谷田　石橋上　西　石橋　中尾　内前　前田　国栗　門前　中谷　大谷口　九塚　陰田　大谷
念仏田　浦前　大川　直箱坊　電狩　線辻　出口　霧ノ滝　岩見谷　地蔵尻　御曽ケ谷
松ケ谷

柴田　久連別　美笑　美奇ヶ　垣内田　城尾　久保　辻堂
峠　見越　五味原　大西　大西坂　桑原　竹下　寺内　峠田
大窪　井ヶ　大畑ヶ　鉢木原　奥大西　江ヶ　江ヶ前畑　堀城清水　四枚
堂前　奥　江ヶ手尾　三反田　中近竹　近竹　鍔刈　宮前　垣内前　札場
縁濱　池田　個　宿坊前田　見田　小宿坊　九頭長谷　堀越　前武封　九頭神
大芝　土定刈　土定八　管　菅原　諏訪前田　井戸室手　諏訪前　上出
仁屋敷　小宿坊　滝ヶ谷　滝満　宮軒　宮後　森本　溝田　中芝　杉山
池田長者　池尻　牛峠田　クノヤ原　登先川　西垣　東矢土　堂ノ下
角谷　八仙田　芝　枝坂　金垣　古ヤ　八幡地藏前　鯨　五位田
芝中尾　芝軒　梶谷前　芝中尾下　福地田　東中尾　二反田　下武封
苗宇田　八甲田　尾ヶ　福地　下田　保子本　刈田　細久保　堂谷
反田　立石　小神　反田土山　大刈　美笑　磯ノ川　峠ノ峯畑　原ド
五味原　蔦走　奥仙花　小了城　走保　宜谷　長者ヤシキ　登矢川
德ノ神

(四)火字安田　小字名
篭枕　辰巳坂　保子本　北垣　當田坊　佃　風呂　家軒　堂ノ大　新屋
水上　赤畑　河ヶ　年大夫　寺ノ長　谷口　番出　谷田　田中　楽田
辻垣　赤先　西川　蓮　五位田　月田　前し　長井谷　菊家　流腸
垣内　樋ノ口　三反田　羽根田　地藏前　金谷　庄田　陀羅本
姫子田　南斜　奥垣内　百田　北立尾田　神田　北中田　御坊　流谷
瓢田　家ノ下　宮ノ下　家ノ前　庄ノ畑　當谷　大別當　反田　立畑
山口　谷口　四十八貫　小南坊　田中　大別堂　北垣　油田　半畑
宮坂　向井垣　前畑　藥師前　藥師畑

法日又ベキ小字表

大字	小字	推考
慈恩寺	式島	神武天皇御聖蹟 磯城邑傳稱地 欽明天皇磯城島金刺宮趾
黒埼	天ノ森	雄略天皇泊瀬朝倉宮趾
荻坂	七歳	仝 右
竜谷	十ノ坪	奈良朝時代ロ分日 関係地?
笠間	長者ヤシキ	笠丸長者宅趾

郷土の交通

1. 道路

(イ) 街道　奈良を起点とし、丹波市三輪を過ぎ、本村の慈恩寺、櫛本、
宇陀郡榛原町に達するものである。交通頻繁で自動車
荷車　自轉車等の往来盛んで、商業も亦相當発達してゐたが、最近横
井初瀬間のレールカー（元軽便鉄道）が廃止せられ、その跡に新県道が
完成したため、本街道中、本村辺は以前に比べ、あまり交通は頻繁
ではない。しかし、聚落上、街村がよく発達してゐる。

(ロ) 新県道　産業道路として、郡部拾参年出来上り、前述の大街道の道路網
値の過半をこの新県道が通つた形で、交通上、頻繁にして、特に自
動車、牛車、自轉車等の往来盛である。自動車は貨物自動車の外に、
横井初瀬間の乗合自動車の運轉あり。

村道
村管理による重要道路三四あり。五六年以前より道路幅員を大に拡張
して、村内重要地所との連絡のため構築されたもの多く、通學道、耕道
として重要である。其他村内各所に通ずる大字道あり。詳細は別記す

2. 鉄道及び電車

(イ) 初瀬軽便鉄道（私設線）
明治四十三年十月開通　省線橿原線より起り、本村の慈恩寺、里、狩、三
ヶ、初瀬に達し、本村内には狩駅があつた。慈恩寺里狩間鉄道があつた。
主に長谷寺参詣客を運び、沿線と右線との連絡にあたつてゐた。

初め不快な軽便機関車を運轉としておたが　レールにカーを運轉！　衆心
地よく　運かも速く全くその面目と一新した感があった　しかし
新たこの線に並行して　大阪！宇治山田間の鉄道が開通し　初瀬に停
留場を設けたため　この鉄道へ吸入も半減せられたために　廢線のう
き目に合った　しかし後へ新道が敷設せられ　初瀬！櫻井間へバス
がこの新道を通ってゐるが　回数も以前の鉄道より少く　時間が多
でないため　沿線は非常に困ってゐる

関西急行電鉄
大阪上本町！櫻井　名張中川を経て　宇治山田或は名古屋に達
するもので本村地区内を長く通過しつゝも　停留場のなき憾がある

3. 村管理道路

管理年月日	路線名	道路箇所	延長	幅員
大正九年四月一日	龍谷線	大字黒將字久保田より大字龍谷字才庵まで	一八六〇米	二五米
仝	伯岩坂線	大字出雲字上河原より大字岩坂字松岬に至る	一七四〇米	二五米
仝	伯岩坂支線	大字伯字出垣内より大字岩坂字河原に至る	二三〇米	二米
仝	朝倉村役場線	大字黒將字久保田より役場に至る	七二米	三米
仝	慈恩寺線	慈恩寺字河原より字中倉に至る	一〇〇米	三米
仝	黒將線	大字黒將字久保田より字樋本に至る	一二〇米	二五米
仝	脇本線	大字脇本字荒屋原より字天ノ木田に至る	二三〇米	三米
大正十二年十二月十日	笠間安田線	駅道松山街道女寄峠より大字安田字北垣に至る	二三〇〇米	三米

交通量調査（昭和17年8月8日 于前）
観測地　道分停留場前

	歩行者	牛馬	自轉車	荷車	牛馬車輌	乘用自動車	バス	貨物輸	オートバイ
A.M 5-6	43.5	0	36.0	6.0	3.0	0	0	15.0	0
6-7	72.0	0.5	42.0	7.5	5.5	1.0	1	10.5	0
7-8	42.5	1.0	54.0	6.0	9.5	0	2	7.5	0
8-9	44.5	0	60.5	3.0	8.5	1.0	1	16.5	0.5
9-10	42.5	0	62.5	1.0	6.5	2.0	0	7.0	1.0
10-11	38.0	0	57.5	0	4.0	0	0	8.5	1.5
11-12	32.5	0	51.0	0	4.5	0	0	15.0	0
0-1	31.0	0	42.5	1.5	2.5	0.5	1	15.5	0
1-2	27.0	0	32.0	0	3.0	0	1	14.0	0
2-3	26.0	0	34.0	0	1.5	0	2	16.5	0
3-4	45.0	0	35.0	2.5	2.0	0.5	1	14.5	1.0
4-5	37.0	0	54.0	1.0	4.0	1.0	2	12.0	0
5-6	53.5	1.0	57.0	3.5	5.0	0	1	6.0	0
6-7	67.5	0	54.0	1.0	7.5	0	0	7.5	0.5
7-8	42.0	0	35.0	1.5	1.0	0.5	0	2.0	0
8-9	32.0	0	15.5	0	1.5	0.5	0	3.5	0
計	612.5	2.5		34.5	70	7.0	12.0	171.5	3.5
備考									

八　朝倉村の政治

1. 朝倉村
下級の地方自治體で法律上の意味個人と同じく權利を有し義務を負ふ公法人でその公共の事務は國家の法律命令に從ひ自分の機関により自分で處理する

2 監督官廳
奈良縣廳（知事）　監査並連絡指導　郡城地方事務所

3 行政機関
（イ）議決機関村會
○村會議員定員十二名　任期四ヶ年名譽職　昭和十七年十二月現在氏名
木下文三郎　尾上伊大郎　山川章司　西崎孝治　松田虎治郎　森本長作
南崎壽夫　尾上萬吉　谷口捨大郎　門脇新治　東野善一　南憲一

○村會の召集
村會の召集は村長が之をなす。議長―村長が議長となる
議事―過半數で之を決し可否同數の場合には議長之を決す。

○村會の權限
村條例及び村規則を設け又は改廢すること。
村費を以て支辨すべき事業に関すること。
歳入出豫算を定むること。
決算報告を認定すること。
法令に定むるものを除くの外使用料、手數料加入金村稅分擔金又は夫役現品の賦課徴収に関すること
不動産の管理處分及び取得に関すること。

基本財産及び積立金の設置管理及び処分に関すること。
歳入歳出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負担となし、及び権利の放棄となすこと。
財産及び営造物の管理方法を定むること。
村吏員の身元保證に関すること。
村に係る訴願訴訟及び和解に関すること。

ロ 選挙権

選挙人となる事を得る資格を選挙権と言ふ。帝国臣民たる満二十五歳以上の男子に與へられたるもの(例外を除く)

選挙方法 ― 單記無記名投票

4. 執行機関

村長一名　助役一名　収入役一名　書記七名

役場の組織

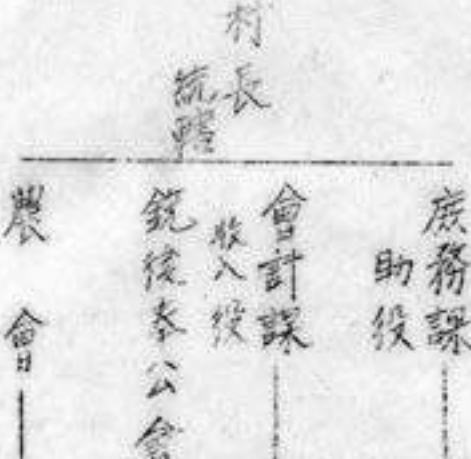

○村長　村を統轄代表す。
主なる事務
村會の議決を經べき事件につきその議案を發し、及びその議決を執行する。
財産及び營造物を管理すること。但特に之が管理者を置きたる時はその事務を監督すること。
收入支出を命令し及び会計を監督すること。
證書及び公文書類を保管すること。
法令又は村會の議決により使用料手數料加入金村稅分擔金、又は夫役現品を賦課徵集すること。
其他法令により村長の權限に屬する事項
村長は村会に於て選擧　任期四ヶ年(名譽職)
○助役
村長の推薦により村会之を定む。任期四ヶ年(名譽職)
村長の事務の補佐、村長故障ある時之を代理す、之として庶務及び議事を掌る
○收入役
有給　任期四ヶ年。　出納其他会計事務を掌る。
○役場書記
有給にして事務を掌る　之名
○銃後奉公會
會長村長が之を兼ねる

目的

本會ハ國民皆兵ノ本義ト銃後相扶ノ精神トニ基キ擧郷一致兵役義務服行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍人援護ノ實施ニ當リ益々義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス。

○農会

農会長　通例村長之ヲ兼ねる　技術員二名　適當の書記之ヲ掌る

目的

農業の改良發達並食糧の確保増産を図るを以て目的とす。

農会はその目的達成のため左の事業を行ふ

農業技術の指導奨勵に関する施設

農業に従事するものの福利増進に関する施設

農業生産統制に関する事業

災害に対する応急の處置方法

農事實行組合に対する指導督勵、指示、監督

農業に関する研究及び調査

農業に関する紛議の調停又は仲裁

時局農業生産物の奨勵斡旋

其他農業の改良發達を図るに必要なる事業をなす。

○補助機関

學務委員七名　村医一名　衛生組合長一名　方面委員二名

其他慈恩寺区には区会議員を置き区会をひらく。

6 學校管理者一覧表

職名	氏名	就職年月日	退職年月日
村長	西崎長九郎	明治二十六年七月十七日	仝 三十年七月十六日
村長	埜中又三郎	明治三十年 七月二十八日	仝 三十二年七月二十日
村長	守田富士松	明治三十二年八月一日	仝 四十四年七月三十一日
村長	寺原虎一	明治四十四年八月八日	大正 四年八月六日
村長	西崎安太郎	大正四 年八月十四日	大正 五年九月二十五日
村長	西崎綾 松	大正五 年十月九日	仝 七年六月十九日
村長	西崎長太	大正七 年六月二十四日	昭和五年六月三十日
村長	辰巳秀治郎	昭和五 年八月十四日	仝 十七年五月二十六日
村長	埜中 斉	昭和十七年四月七日	

朝倉村の財政

1、豫算

一、會計年度（四月一日より翌年三月三十一日に至る）毎につくる町村の次年度の歳入歳出の見積計算書

2、豫算案

村長之を作成年度開始一月以前に村會に提出議決を経る。

3、奈良縣磯城郡朝倉村歳入歳出豫算書（昭和十七年度）

歳入之部

國税附加税	六八六四
縣税附加税	二八五九
狩立税	二六三八
地方分與税	六〇一三
旧法による税收入	九八八
使用料並手数料	三一五
支付金	八四八一
助付金	二八九七
財源補助金	一九九七
縣から交付金	五〇
奨励金	一
助成金	三〇
寄附金	七
貸付資金償還金	四八
繰入金	四七七
繰越金	一
雜收入	二二
歳入合計	二五二三七

歳出（經常之部）

神社費	一二	五五
會議費	二〇	二八
役場費	九	八二
土木費	八	一五
教育費		八九
傳染病予防費		三六
村医費		三〇
傳染病隔離病舍費		八
衛生諸費		七二
農地関係調整諸費		八〇
統計費	三	四五
救護費		七四
医療保護費		三八
救護費		九
母子保護費		三〇
授産費		二
警防団費	四	六一
基本財産造成費	一〇	

財産費		三
選擧費		二
奨励費		五
雜支出		四
豫備費		〇
經常部合計	二〇八	七六

歳出（臨時之部）

役場營繕費	一二	〇
通常土木費	一〇	六
積立金穀		七
公債費		三
基本財産使用額補助費	四	〇
社会事業費		四
軍事費	一	〇
學務勤負費		七
雩	八	三
附		九

基本財産造成費	一〇六一	學務費	八三九
補助費	五一九	寄附	
臨時之部合計	四三六一		
歳出合計	二五二三七		
歳入豫算高	二五二三七		
歳出豫算高	二五二三七		
〈經常之部	二〇八七六		
〈臨時之部	四三六一		
在歳入歳出差引残金	無之		

4. 昭和十七年度
朝倉村農會歳入歳出豫算高
○歳入之部
一金 八千四百二十七圓也
○歳出之部
一金 八千四百二十七圓也
歳入歳出差引残金 無之

5. 昭和十七年度
朝倉村銃後奉公會歳入歳出豫算高
○歳入之部
一金 三千一百 圓 也
○歳出之部
一金 三千一百圓 也
歳入歳出 差引残金 無之

6. 朝倉村基本財産

種別	現金		有價証券 額面		有價証券 時價		計	
基本財産	一三八六	二四	二一五七五	〇〇	二一〇一二一	〇〇	二一五〇八	二四
慶應賞金	一七八	三六	一二二五	〇〇	一一三〇	〇〇	一三〇八	三二
罹災救助資金	一二三八	〇二	五二九二	五〇	四九〇四	五〇	六一四二	五二
旧藩時代ノ校地基本財産	二八〇	三四	二〇三五	〇〇	一四七七	〇〇	一七五七	三四
旧藩時代ノ校舎基本財産	一三八	一六	四七五	〇〇	四六七	〇〇	六〇五	一二
郡民ノ校舎建築積立金	一八八	三一	一八七五	〇〇	一三七〇	〇〇	一五五八	三一
總計	三四一〇	三五	三二四七七	五〇	二九四六九	五〇	三二八七九	八五

7. 朝倉村村有財産

墓地	一、反四畝、四歩	此見積價格	六、二四〇圓
記物			
一四棟		此見積價格	一二四〇八圓
一基			
本堂殿			
大字慈恩寺区財産			
田	一一反九二〇		五、六二六圓
畑	一三〇四一九		二六一九二圓
雑地	七三三〇七		三一一一圓
建物建坪	五五坪		一三七五圓

7 納稅　昭和十六年度

○稅負擔

國稅		縣稅		村稅	
地租	七六三円五二	地租附加稅	一三六七五五	地租附加稅	二二八二六四
營業稅附加稅	一一五〇九〇	營業稅附加稅	一九一八一八	營業稅附加稅	一九一八一八
家屋稅	一一六一三〇	家屋稅附加稅	一〇五六三五	家屋稅附加稅	一〇五六三五
綜合所得稅	五一六四九〇	自動車稅	八三〇〇	雜種稅	六二二〇〇
個人營業稅	九六三五七	特別稅	九〇〇	鉱区稅附加稅	二八二六
臨時利得稅	五一七九九〇	電柱稅	四六四二〇	自動車稅附加稅	八三〇〇
		鉱区稅附加稅	二八二六〇	特別稅附加稅	九二〇
		新市制劃稅		電柱稅附加稅	四六四二〇
		營業稅割	五七四四	村民稅	一九九二〇〇

村稅納付者平均額以上平均額未滿

四三一
一〇一
三三〇

○一戸一人當負擔額

稅目	調定金額	一戸平均負擔額	一人平均負擔額
直接國稅	一九〇四六円六八	三九円三〇錢	七円六八
縣稅	四五七六一九	九、四九	一、八四
村稅	八四六五八三	一七五六	三四〇
合計	三二〇八七〇	六六、三五	一二九三

九朝倉村の戸数

大字名	戸数	人口
慈恩寺	二〇四	九七八
脇本	五九	二九三
黒崎	七八	三九四
竜谷	二八	一二二
谷改	二二	一一九
柏	二三	一三三
笠岡	五三	三二〇
安田	一六	九三
計	四八四	二四六二

戸数

人口

年度	世帯	人口		
		総数	男	女
大正九年	四六六	二四八	一二三六	一二四七
大正十四年	四六三	二二五	一二七四	一二七七
昭和五年	四六五	二二五	一二六〇	一二九四
昭和十五年	四七八	二四二	一二二八	一二九六

（右、大正九年、十四年、昭和五、十五年ノ国勢調査ニヨル）

3 人口動態

年度	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
大正十二年度	七三	五	一〇九	六九	七
大正十三年度	四九	三	一〇二	六六	七
大正十四年度	三八	三	一〇八	七八	九
大正十五年度	四九	四	九四	五八	八
昭和二年度	四四	六	一〇七	七三	七
昭和三年度	五五	一	一〇七	五二	六
昭和四年度	四七	三	九三	七六	五
昭和五年度	五四	四	一〇八	五二	六
昭和六年度	六六	三	一〇八	七六	一〇
昭和七年度	五九	六	一一五	七一	一〇
昭和八年度	三九	三	九八	五六	六
昭和九年度	五五	七	九七	八〇	八
昭和十年度	五二	二	七六	五九	七
昭和十一年度	四二	一	一〇三	五二	十シ
昭和十二年度	八〇	三	一一二	六三	六
昭和十三年度	四七	四	八六	五九	三
昭和十四年度	五六	二	九七	七五	三
昭和十五年度	六五	八	七〇	五九	三
昭和十六年度	七七	六	一二九	五五	二
昭和十七年度	三六	四	四一	七二	五

一、部落村の生業

本村農業家の自作小作についてその数を示す

農家総数　三二三
工業　二六五
漁業　一九
自作　一七二
小作　五六
自作兼小作　九五

品名	作付反別	収穫高	價額
米	一七一反	四九一石	二四五〇〇〇
裸麦	二三七	二五〇	七五〇〇
小麦	五八九	六一六	二一〇〇〇
大豆	八	八〇	四〇〇〇
サツマイモ	七二	一五六六〇	四八〇〇〇
馬鈴薯	四九	一二二一	三六〇〇〇
生大根	二七	一四七〇〇	一四〇〇〇
ナトウ	二八	八八〇〇	八〇〇〇
稲	三〇八	七〇〇	一五〇〇〇
蜜柑	一〇九五〇	二七八〇〇	四二〇〇〇
麻	一六二	五六〇〇	八〇〇〇
其他			三二〇〇〇

なの移に本村産物の主なるものを示す

本村産物に特産物と併する家畜に就いて

就中みかんは本郡銀産頭のミを以て称せらるる

原指の名産地として古来有名なる所にして又到る所一町歩二万

一十町歩に上り品種の改良栽培の合理化に遺ホさらんを努めて居る

果樹附記　本村古に於ては殖産入産の都し給ひし地なるを以て人民は其

恩恵に浴して蔬菜に用ひ相当改良を加へ耕作の道大いに開け然に初期

川の流域地沃肥にして水利に至るまで耕作に適せざる所多く気候温和

にして水利良好なるに依り加へて人力を尽せば所地に未墾の地多く

開墾し用ひて殖産繁盛たり其の記録稍の如きは本村下三大字のみの持

であるが産額中は郡内有数である又柳原字は地味肥沃なる為

多く園芸作物栽培の気運起り麻の栽培も亦盛んに行はるるに

ある又煙草の一大副業たりし来歴の農産は五頃稍衰下するは考慮

の用途甚だ多く又材料不足せるか故なり

◇之養蚕業

桑園二八〇段　耕地面積の八分養蚕戸一二六戸　農家戸数の三割五分で

ある養蚕収量　春蚕二二五四貫　初秋蚕五三四貫　晩秋蚕一四三貫

これによって本村養蚕業は時局にとも打って益々伸びる傾向である。

総収繭高　七、八三五〇〇

三九、五〇〇

3 商業　本村の商業としては特記すべきものなく略歴史的に見て長谷寺の参詣客の通り道として参詣人相手の商業ありしも今では本村民相手の商業にとどまっている。又近年時局の反映により各方面に統制が加へられ変化一つつある。商業種別を挙げると次の通りである

商名	販賣品目	戸数
米商	米麦	二
酒商	酒	六
荒物商	塩砂糖	二
呉服商	綿布類	二
魚商	魚類	三
青物商	蔬菜類	三
菓商	菓子類	一

↓食糧管理で村内公平に配給する

↓配給に一甲乙丙の家数組織する

↓村内公平に売り各品物に公定価

↓衣料切符によって配給する

↓大阪方面より仕入れに行く

↓村役場より斡旋せられる

↓大阪梅井等で原料仕入れ

名工業　本村は工場工業としては製綿(又)本棉工場(又)製麺工業(又)あり何れも時局柄その需要方面並々個人工場より其他家内工業として家庭加工品を主として各季盛んに行はれる

畜産業

飼育戸数	ニセニ戸	産卵	一ヶ月六〇〇〇
成鶏	八二〇羽		一日二〇〇
中鶏	五三〇		
幼雛	一六〇		
計	一五一〇羽		

本村の鶏種はその五〇%まで白色レグホンで他は名古屋種五〇%である養鶏飼育は本村の大部分は飼育してゐる新興産業非常に効果的のものである。

6頁　他林業本村は山地多く山河部では本村の根幹産業尚又農閑期には木炭焼き盛んに行ふ

水産業水産業としては特記すべきものなし唯利根川に於て魚類を獲る程度である。

二 朝倉村農業勞働狀態

ノ私達の郷土朝倉村は所謂大和盆地の東南隅より大和高原及び学院小地に亘る通称にて朝倉村は朝倉町と云ひその位置より大和高原及び学院小地と大和盆地との乘移地帶を形成しその高原及び学院小地は大和盆地に対して高い。地形的には所謂川の狹長な沈澱原と所小地の所謂川に向へる斜面小地及び学院小地中の一小盆地の一部より成り面積一〇七町歩内外にして全面積の四七・七%を占めその内訳は一六七町歩に一三七町歩は七六町歩にして一五三町歩を占めている。農業は農業最も多く全戸数の五八%を占める之等の人々は冬季は出稼ぎをなすものも少しある。又村の産業的性質は耕地の狹小と水利に於ける人口の密度と相俟って一〇%の工業戸数一四%の商業戸数一七%の戸数の他の職業戸数一七%に対して一〇万円の農業生産に対して一万円の農業生産である。

之耕地は村は瀬川流域の平地と東方の山間部と笠間盆地に於て殊に中央部は小谷から公し瀬川流域沿岸笠間方面は平地沃地にして多く水田に適し農業の産額は米五産品中最大のものである。加ふるに小河部に於て巧に開墾開拓せられ殊の後之に至る迄田畑に対して耕地に適せざる地にして開墾に対して耕地に適せざる地にして開墾に対して耕地に適せざる地にして開墾

多沢に農業に従事する人々の労働時間の内譯を示せば左の通りである

季節	始業時	食時間	就寝時間	休憩時間	終業時	正味休時	正味労働時
春平常時	六時〇分	一時〇分	〇時〇分	一時〇分	六時三分	二時〇分	一〇、〇〇
夏 〃	五、三〇	一、〇〇	一、二〇	一、〇〇	七、〇〇	三、三〇	九、五〇
秋 〃	六、三〇	一、〇〇	〇	〇、四〇	六、〇〇	一、四〇	八、二〇
冬 〃	七、〇〇	一、〇〇	〇	〇、四〇	五、〇〇	一、四〇	一三、五〇
五月 秋	五、〇〇	〇、四〇	〇	〇、二五	八、〇〇	一、〇五	一三、五〇
十月 秋	六、〇〇	〇、四〇	〇	〇、三〇	七、〇〇	一、〇五	一二、〇〇
春蚕期	五、〇〇	〇、四〇	〇	〇、三〇	六、〇〇	一、一〇	一二、一〇
夏蚕期	四、三〇	〇、四〇	一、〇〇	〇、三〇	七、〇〇	二、一〇	一二、一〇
秋蚕期	五、三〇	〇、四〇	〇	〇、三〇	六、〇〇	一、一〇	一一、〇〇

（夏寝）六月下旬より九月頃まで）

私のごとく能えざる弱力を惹心とし、私達郷土を一段々高く上げて発展せしめずには遂かれない

附記

農家は古の傳統精神に帰れ

身に粗衣をまとひ朝に露霜を踏み合ひタベには星を戴き而も終日働き通すの生活を続ける事数千年に亘る農民の文化生活の生活を為し、かくて言に訥にして情溢るるの純情は独り農家のみ持ち得る唯一の誇りとなる。即ち此の精神こそ農家生活の傳統的力命の精神である。必ずしも固陋在の実状は如何であらう。進せ文化の進歩と共に奢侈の風漸く浸潤して此の生活者の高尚なる精神をも危れ捨てんとするの様に思はれる。我は都会の習風に憧れ年に様る秋の社会的国家的責務を打忘れ去りたるきは祖先傳来の都会に走る者さへあの現状である。何人も我等は都会に走り出て果して何の得ん得べきやうなるか。幻滅の悲哀に泣かねばならぬ。日は度々すめぐり来るとも思ふ。

我等は今心から反省せねばなるまい。今き古の傳来の農業精神を空しく胸に秘め、祖先相傳の田畑に父祖の年に唯一振り傳へた秋を見事成に腕にて打振りて、女子農家的職業的責務を心に続りつゝ立派に入り道げ国家社会の為に貢献せねばならぬと思ふ。

我等は直敬く前者の狂態を見て深く反省し、どこまでも我等の誇り
特一農業特殊性を守り通さねばならぬ
次に文明が進歩するに伴れて農業上に於ける機械化の使用
を促し、殖産奨励進捗米等に於て敬る所に其の機械化を
見た譯である。而して是れ等の機械化は農業経営上の利便に
於ては申すまでもなく労働時間は大変節約され重宝ずべきものである
農家経済上の負担を増して居る事は覆ふ可からざる事実なれども
留する所の問題は機械化に依って節約された労力の用途如何に
有効に活用すべきかである。筆者の見る所を以て すれば労力時間は
ば疲弊されて力やしなへと思ふのである。之を一言忠情の風習を
長い者年を一て忠風に染きーめる除地問題をあたつけの力いふ
らうか。と思はれるのである。農村は今こそ反省すべき秋である
この節約された労力時間を、より一層有能有利に使用し上つは
益々有利な機械を採り入れ以て能力増進を計り自ら更生の
基礎を築かねばならぬ。

一言以て附記す

一二、教育

1. 本村の教育機関

國民學校 ┬ 黒崎國民學校 ┬ 本校（八學級）
　　└ 笠間國民學校（三學級複式）　└ 分教場（一學級複々式）

青年學校 ┬ 黒崎青年學校
　　└ 笠間青年學校

2. 黒崎國民學校

(イ) 沿革　明治七年九月十五日の創立にして常盤府習館と称す。仝九年四月脇本小學校と改称。仝十三年六月十五日移轉改築公立黒崎小學校と改称。仝二十年四月一日小學校令に依り公立黒崎小學校と改称。仝廿六年六月十五日高等科を併置して黒崎尋常高等小學校と改称。仝廿六年四月十九日新築落成　大正元年九月増築落成　昭和十五年八月運動場拡張　昭和十七年三月廿三日大字笠間心境同人の寄贈及村民各位の労力奉仕に依へて奉安殿の後工を見たり。御真影奉戴に関しては明治廿八年一月廿九日　明治天皇の御影を大正四年十月三十日　大正天皇の御影を昭和三年十月十三日には仝上天皇の御影を奉戴せり。

(ロ) 校地及校舎　校舎敷地一三二六坪　屋外体操場一三五五坪　見童一

人備リ三・八坪　学校園一九〇坪　農業實習地一三〇〇坪　其他一円五坪　計　二一一六坪

校舎ハ春冬殿　応接室、職員室、普通教室(八)　宿直室　特別教室(裁縫並音樂室ニ充ル)　小使室　物置　其他　以上ノ坪数三三二・五坪

(八)
児童数　総数ハ三五八
内訳

	性別	本校	分教場	小計	合計
初等科	男	一四四	一二	一五六	二七八
	女	一一五	七	一二二	
	計	二五九	一九	二七八	
高等科	男	四七			八〇
	女	三三			
	計	八〇			

(二)
欠席並就學歩合

欠席歩合
- 初等科
  - 男　九七・三九
  - 女　九七・二〇
  - 平均　九七・三〇
- 高等科
  - 男　九四・一八
  - 女　九五・一三
  - 平均　九四・六六
- 平均　九五・九八

就學歩合
- 男　九九・五七
- 女　一〇〇・〇〇
- 平均　九九・七五

(ホ)
卒業生調査

	(男)	(女)	(計)
初等科	一〇五人	九二人	一九七円

高等科	五五六	四三四	九九〇
合計	一六〇七	一三五七	二九六四

(ヘ)卒業生の動向調査

年度	性別	卒業生				高等科進学	就職	家事従事	高等科進学	就職	家事従事	其他
		卒業生ニ入学	高等科進学	就職	家事従事	入学ニ進学						
昭和十二年度	男	五	一六	〇	〇	〇	〇	〇	九	五	九	〇
	女	五	一九	〇	〇	九	〇	〇	〇	二	一四	
今十三年度	男	二	二一	〇	〇	〇	八	一	二	八	一	〇
	女	二	一一	〇	〇	二	五	一	〇	五	二	一
今十四年度	男	六	一四	一	四	一	八	八	八	八	六	一
	女	五	二一	〇	〇	二	八	一	一	一	八	
今十五年度	男	五	一六	一	〇	二	九	一	九	九	二	〇
	女	三	二一	〇	一	一	一	一	一	一	九	
今十六年度	男	八	一八	一	〇	一	七	一	九	二	四	一
	女	〇	一四	一	〇	一	七	一	二	一	四	

(ト)学級及職員組織　学級数―九学級　内本校八学級各男女混成学級分教場一学級初一、二、三年の複式学級

職員数―十一名　内校長教頭各一名、訓導八名農業専任一名

女別に下れば　男―六名女五名　別に病気休職女に一名、尋常科在学之を男の休職男一名、応召中の者〇名農業専任

以上の他に学校医二名（内一名歯科医）　小使二名（内分教場一名）

(チ) 教育費（学用品と合算）　総計＝五九〇二円

内訳　雑給＝三九四五円　需用費＝一七〇二円　修繕費＝二五五円

尚教育費の外に別に焉奇校教育後援会（別項参照）の援助と又児童保護者より毎年度又は米の収穫期に初穂米として在学児童一人当り壹升但し二人以上在学せる時は最子壹升他は五合の割で寄附願い之を教育費に充てている。

(リ) 学校主要行事

毎日行事＝作業（清掃）↓朝会（各月旭国旗掲揚）↓授業↓昼食（食事指導）↓授業↓作業（清掃）↓夕会↓洗服

毎月行事＝一日学校常会　八日大詔奉戴日（神前早天修養会、詔書奉読式、国旗掲揚、貯金日、廃品回収、奉仕作業）　十五日校歌斉唱並奉仕作業　廿二日青少年学徒ニ賜リタル勅語下賜記念日として勅語奉読式挙行　其又は体育会開催、

毎週月旭国旗掲揚式、水旭服装検査

下旬学級常会、教育会訓　研究授業

月一回避難防火演習

年中行事＝四月一入学式並始業式、身体検査（上旬）　五月一遠足旅行、家庭訪問、発表会（廿七日）　六月一帝力奉仕　七月一体重測定、両阿公祭典、拡張訓練　八月一耐暑訓練、ラヂオ体操、会、水泳指導　九月一体重測定、災害基金、保護者会、発表会、作品展、　十月一体育大会、旅行遠足、　十一月一帝力奉仕、発表会　十二月体重測定　一月一

書初展、防空行軍、武道大会、稽古、　二月―体重測定、就学前児童調査
三月―表彰会、英霊慰霊祭、社会見学（高二）

3、黒岩青年学校

(イ)沿革　大正七年五月二十日朝倉村立黒岩農業補習学校を新設、大正十一年三月三十一日黒岩青年訓練所創立、昭和十年四月一日朝倉村立黒岩農業補習学校を朝倉村立黒岩農業青年学校と改称し、黒岩青年訓練所を朝倉村立第一青年学校と改称、昭和十年七月三日朝倉村立第一青年学校を廃止、昭和十五年九月朝倉村立黒岩農業青年学校を朝倉村立黒岩青年学校と改称、昭和十六年四月より畫間制実施、

(附)最近村内所、成島村、多武峯村、安倍村及び本村の五所村によりて独立青年学校設立の協議着々進行しその資金は遠からず。

(ロ)教授及び訓練　制度は普通科二年、本科五年、研究科二年、府則及府則四、五、七、八、九、十、十二、一、二、三月に行い農繁期の六、十一月は休業とす、尚八月は教練科のみ実施す、又毎土曜日を教授及び訓練日と定め、国民学校の時間割と併立して行い但し必要に応じ曜日を変更することあり。

(ハ)学級編成　普通科一、二年及び本科一、二、三年を一学級とし、本科四年以上を一学級計二学級編成なり。尚必要に応じて専修科を置くことになっているが現在はなし。

(ニ)就學狀況　就學該當者數＝四六、　就學者數＝四五　不就學者數＝一

就學歩合＝九七・八三

(ホ)生徒數　普通科一年＝〇　左二年＝一、本科一年＝六　左二年＝六、

左三年＝八　左四年＝四　左五年＝四　研究科一年＝九　左二年＝

四　計四六名

之を職業別に見ると、農業＝三二　商業＝四　工業＝四　交通業＝

一　官府人＝三　其他＝二

(ヘ)生徒席歩合　普通科＝八三・二四　本科＝八七・〇二　研究科＝七〇・三一

平均八〇・一九

(ト)職員　校長一、專任一、兼任四(内一名教練科擔當)　教練科囑託二

計八名

(チ)經費(笠間校と合算)　歳費　二六八二円

内訳　給料　九九六円、休職給　一八〇円　雜給　一一一一円

需用費　三七九円　其他　一六円

4、笠間國民學校

(イ)創立年月日　明治七年四月十五日

(ロ)名称　創立の際は第三大學区第四中學区第八小學区笠間小學校と称し、明治九年四月廃止し單に笠間小學と称す。明治十四年二月公立笠間小學校と改称せり。明治十九年十一月大阪府令第三十七号小學簡易科教場規則により笠間小學簡易科教場と改称せり。

明治廿三年十月勅令第二百十号小学校令により明治廿四年十月より笠間尋常小学校と改称せり。昭和十六年四月一日笠間国民学校と改称せり。

(八)所属町村区域の分合　本校創立の際は笠間村々社柄実神社境内の一部に在る全村四学問所に(古代は村会所なりしも慶長年間之れを学問所とし立教館と称せり後頃を加へ之れを教場とし運動場は本社の大庭を用ひれり。而して校舎の構造は日本形平家造り家根は藁葺にして其広さ教室其他雑室合せて僅々廿五坪に過ぎず。其後教化の徳年を遂つて進み教室隨つて狭隘を告げたれば當時の故負西崎安太郎氏は部内有志者と屢々新築の策を講じたれども其功を奏する能はず茲に於て止むなく明治十五年十二月郡の増築修繕等を加へたり。爾来本校と合も年と共に遂次破損を生じ小部の戸締等充分ならず、茲に於て當時の本校教員宮崎市は村長西崎長九郎学務委員西浦綱吉氏等と又々新築の策を講じたるも時恰も民力凋衰の折柄とて果さず種に内外の戸締教室の修繕応接所の増築等をなし暫く不便を忍ぶことゝなれり之れ明治廿四年十月なり。明治廿四年九月発布県令第三十五号を以て設備規則を制定公布せられたるも本校と合は素より假校舎にして同令に適せざるは論ずまでもなく、加之に教授管理訓練其他学校衛生等に於て不便不利多からざりしも時機の到らざりしを為止むなく忍び来れり。然るに明治三十一年一月以来本校教員たりし西崎安太郎氏は地方有志者及び村長壁中又三郎氏等と熱心計劃する所あり今年八月

十日部内人民の総会を開きて之れを謀りしに時機の到来せしか消場一致異議なく直ちに可決し経費壹千二百有余円を投じ大字笠間字二千二百二拾六番地字堂ノ上大浦得七分三拾五名共有部村宅地四畝二十七歩(此の地九北の堂と称して旧行大間采行二間屋根は半瓦半藁葺の小堂宇あり内に観世音菩薩の金仏を安置し庭園に弘法大師並に庚申等の石仏を安置したり兼て笠間東垣内の集合所たりし所なり)合所字二千二百七番地字合所床奈良古所有畑地の内二十七坪合所字二百八番地字合所山中九坪所有地の内七坪五合合計百八拾一坪十二合を借り受け明治三十二年二月工事に着手し合年四月三十日竣工合年五月十八日移時せり而して校舎の構造は日本形平家造りにして那か西洋の建築法を採用し教室及び附属室一棟(両中休棟場一棟渡廊下)の三棟にして屋根は瓦葺(両中休棟場は杉皮葺)窓は硝子障子を用い教室の南側には庇際に長さ一尺五寸の胴り窓を附し柱は檜五寸角床は杉七分板尺井は杉五分板床の高さ二尺五寸床面より天井までの高さ十尺なり明治四十三年五月現校舎新築移時(前校舎は明治三十二年の新築にして爾来年を閲すること僅々十星霜なりと雖も社会人文の発展と人口の増殖とに伴い就学児童断次増加し之れに加ふるに明治四十一年より義務教育年限六年に延長せらるるに至れり就学児童の増殖を来し教室の狭隘を感ずるに至れり殊に笠間字田所大字の有志協議を尽し危現校舎を新築するに至れり。

新築着手ー明治四十二年四月廿五日　竣工ー仝四十二年十二月廿五日　移轉ー仝四十三年五月　敷地字名ー堂の前、左地番　敷地坪数ー大百三十二坪　内訳ー校舎建坪　百二十三坪五合　學校園　三十八坪　農園　百〇四坪　運動場　二百九十坪　西北ノ溝其他　七十七坪五合

校舎内訳ー普通教室（三ヶ所）　四十坪　特別教室（一ヶ所）　十八坪（現在普通教室に代用す）　玄関土間共（一ヶ所）　五坪　御奠影室（一ヶ所）　七合五勺　事務室（一ヶ所）　五坪　器械標本室（一ヶ所）　四坪二合五勺　小使室（一ヶ所）　三坪　押入（三ヶ所）　二坪　廊下（二ヶ所）　十九坪六合七勺　児童昇降口土間（一ヶ所）　八坪三合三勺　便所通路共（二ヶ所）　八坪六合七勺

右改築に属するもの＝特別教室、御奠影室、事務室、器械標本室、小便室、押入、廊下、便所の各一ヶ所づゝにしてこの建坪四十七坪六合七勺

新築に属するもの＝普通教室二ヶ所、玄関、廊下、生徒昇降口土間、便所の各一ヶ所づゝにして六十七坪

昭和十六年九月三十日心境同人より奉安殿一基建築寄進せらる（校舎全部の敷地六百三十二坪心境同人より寄進せらる）

5. 黒磯國民學校教育後援會

黒磯國民學校の教育事業並教育全般の向上伸展を計る為に昭和十二年七月當時の學務委員大字代表等會合し之が設立協議をなし今日の黒磯校教育後援會を見るに至る

今左に之が規約を記さん

(四)

黒崎國民學校教育後援會規約

第一條　本會は黒崎國民學校教育後援會と称し、同校の教育事業を後援し併せて教育全般の向上進展を図るを以て目的とす

第二條　本會は前條の目的を達成する為に左の事業を行ふ

一、學校と家庭との緊密なる連絡機関となること

二、児童父兄の充實を図ること

三、學校教育上必要なる設備の充實を為すこと

第三條　本會は黒崎國民學校児童保護者並に賛助者を以て組織す

第四條　本會に左の役員を置き事業の遂行を図る但し役員は名誉職とす

一、會長　一名

一、副會長　一名

一、理事　二名

一、評議員　若干名

一、顧問　若干名

第五條　役員選定方法は左の如し

一、會長は學校管理者を以て之に充つ

一、副會長は學務委員中より一名又は國民學校長を以て之に充つ

一、理事評議員は會長之を嘱託す

一、顧問は評議員會の議を経て推挙す

第六條　役員の職務を左の通りとす

一、會長は本會の事務を總理し兼ねて會議の議長となる。
一、副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理す
一、理事は會長の指示に依り庶務及び會計を處理す
一、評議員は會員を代表して本會の事業に對し會長の諮問に応じ及び
必要なる議事に參與す
一、顧問は本會の枢機に參劃す

第七條　本會の經費は會費醵出金及び寄附金を以て之に充つ
一、會費は金壱拾錢とし毎年五月納付するものとす
一、醵出金は事業達成の為に會員より臨時に醵出するものとす
一、寄附金は篤志家の寄附に依るものとす

第八條　本會の經費支途は會長と足柄剛民學校長との合議の上決定す

第九條　本會の會計年度は四月一日に始り翌年三月三十一日に終るものとす

第十條　本會は毎年一回總集會を開催し事業及び會計報告をなし併せて事業の進展を図るものとす

第十一條　本會の事務所は朝倉村役場内に置く

以上は創立當初の規約にして其の後一部左記の通り変更されり。
第二條に俸給向上に資する為種々なる施設の充實を図ることの一項を増加。
第三條を左の通り変更さる

「本會は旺埼國民學校区民を以て組織し會員の種別を左の通りとす

一、通常會員は兒童保護者並に区民を以て組織し會費は一年二期に分納し一期金貳拾錢也とす

一、正常會員は区民中篤志者を以て之に充て會費年額金壹圓也とする

一、賛助會員は区民中篤志者を以て之に充て會費年額金参圓也とす

一、特別會員は区民中篤志者を以て之に充て會費年額金五圓也とす

一、名譽會員は区民中特別篤志者を以て之に充て會費年額金拾圓也とす」

第七條を「本會の經費は會費並に寄附金を以て之に充つ。會費は毎年五月之を納付するものとす。但し通常會費は毎年五月並十月之を分納す」と変更されてゐる。

(ハ)現在會員數　名譽會員＝九名　特別會員＝二二名　賛助會員＝六四名　正常會員＝三九名　普通會員＝一八八名　計　三二二名

この會費收入合計　五五一・一〇円也

(ヘ)映画教育

正に依る教育的價値は十分熟知されながらその設備費が問題となり年行されなやんでゐる。昭和十三年四月大字恵良字山川章司氏より多額資金御寄附あり一部教育後援會等の援助に依り願望果されべルナ二型映写機壹台購入並に暗室裝置をなし爾来縣映画聯盟に加入し、之よ

配給されるフイルム及び直接大政翼賛会よりフイルムを借受け児童教養に又本村の文化施設として運用されてゐる。最近部落常会等にも利用し大字に出張映写をはしてゐる。
が為毎月児童より金五銭以上の映画賃を徴収し映画経費に当してゐる。

保育所

日支事変勃発以来いよいよ長期戦となり大東亜戦となり人と物との総力戦に直面し働き盛の青年を戦場に送り出し一方食料の増産に邁進すべきこの時農家にあつてはいよいよ多忙且手不足となり殊に農繁期には未だ国民学校に入学し得ない幼子に気を取られ国家が安心してゐる産業報国に一意専心働きかねる状態を黙視して遂に幼子は私達の手に預りましうどうか御心配なくお働き下さいと昭和十六年の春より本村婦人がみなあがり、その上村当局始め学校女子青年団其他各種団体協力のもとに農繁期に保育所を開所することになり現在大字菱見寺(会場公会堂)及び笠岡(会場心境)並に脇本の三箇所に於て開きその成績良好にして昭和十七年度には縣の助成を得収容人員百餘名に達してゐる。

本村が今日の隆勢を見たるは一に今はなき故人各位の盡力の賜にしてその内今尤に衆人の方々の事績を偲ぶことにする。

西阿公　吉野の朝廷をお衛りした大和の忠臣中でも最も活動したのは西阿（勝房）である。西阿は三輪山に城を構へて住んでゐたので三輪の西阿といい、又玉井西阿、内住西阿、大和國の西阿、奈良の西阿などと呼ばれてゐる。　延元元年（一九九）之後醍醐天皇が京都からひそかに吉野へ行幸せられた時西阿は天皇のお伴をして行幸を守護し奉り、新にまつて成重川合、安房外山、赤尾、外鎌の六城を築いて、吉野の朝廷の先鋒として賊軍を一歩も南に入れなかつた。　そればかりでなく西阿は奈良まで攻めて行つてしばく賊を打破つた。西阿が非常な勇であるのを恐れた南氏は細川顕氏に大兵を率ゐさせて西阿を攻めさせた。延元二千一年後村上天皇の興國二年のことである。西阿は之を迎へて大いに戦つたが賊は多倍を皮領し川合城に迫つた。官軍は二ヶ月の間必死に防いだが川合城は遂に落ち賊は大挙して周辺井城（成重城）に迫つた。西阿らは少しも屈せず城を守つて何度も賊を打破つたが七月二日夜搦しくも城は賊の手に落ち、西阿の子、左助も捕へられて斬られ、西阿は生き残つた兵と共に戸賀周城（外鎌城）にたてこもつたが、翌七月三日悲く城を枕に討死した。本年は西阿が死んでから丁度一年目である。現在朝倉村顕彰會は毎年七月三日外鎌山に於て西阿公の慰霊祭を執行してゐる。

尾上伊八氏　氏は文政六年七月慈泉寺に生れ世々農を業とし家計豊かなりしが常に意を公共事業に用い、中にも道路修繕に就きては裏用具を有にして近郷二里に及ぶ處まで悉く石垣を築き、或は溝水を排除し專ら人馬通行の便を計り橋梁の如きは私財を投じて木を石に改めたるも

の少がらず　明治三十七年九月廿日病んで歿す享年八十二才

○寺原虎一氏　安政元年十二月十一日慈恩寺に生る。明治四十四年八月第四代目の村長として就任。氏は賢明にして漢学に長じ家は古の上街道に沿い宿場として伊勢参宮の旅人を宿めてゐた當時各大字に信用組合の組織あれど何れも振はざりしが氏の創立にかゝる大字慈恩寺の組合のみ隆昌を極めたり。之今日の朝倉村信用組合の基礎をなせり。信用組合の又氏は村長として産業振興に大いに意を注ぎ、野山を開いて田畑とせる處多々あり。現在大字慈恩寺の會所に同氏の碑を建立されてある。

○南元吉氏　明治五年十月七日大字笠間に生る。現在の笠間信用組合の創立者にして後幹した當時の農村金融界に貢献し又耕地整理組合を起して多年灌漑に苦しんでゐた笠間安用に溜池を新設する外村會議員、學務委員等の公職にあつて村勢に盡す所誠に大なるものあり。今笠間校の庭に同氏の碑あり。

○西崎安太郎氏　安政四年十一月廿一日の生れにして師範學校卒業後多年教育界に盡粋し、同氏に父子二代訓育を受けたるもの多く、晩年村長或は學務委員として村政にたづさはり、それが為氏をしれふ餘り碑を笠間信用組合敷地に建てられてゐる。

○西崎長太氏　明治廿一年二月十三日慈恩寺に生る。該中出身にして陸軍歩兵少尉若い時から村會議員に幾回か當選、又在郷軍人分會長、大字総代等の要職を経て大正七年大月三十一才の壮年で村長に就任爾後三期の長き間この職にあり、その間淡刺たる手腕を十二分に発揮せらる。

。畑中齊治郎氏　嘉永三年八月二十三日脇本に生る氏は特に常識に富み明治廿八年四月を第一期として大期の長き間事務委員の職にあつて我身を忘れて村や學校の為に盡されたり現在馬場校と門に同氏の頌德碑が建てある。

十三　朝倉村各種團體

イ、朝倉村警防團

朝倉村警防團は昭和十四年四月一日結成、本部は本村役場内に置き左の一分團と設く。

慈恩寺分團　脇本分團

竜谷分團　狐岩坂分團　脇本分團　笠間安田分團

イ組織及び團員

團長　一名　副團長　三名　分團長　六名

班長　八名

警防員　二五三名

（本部附　五名）

（分團附　四七名）

ロ警防方法

。防空主に火災に際し長期出動を要する場合は全員出動し時場所応じ適当と認むる人員を臨時編成し六時間交代として之に當らしむ。

。長期にわたる防空又は其他訓練に於て平時編制人員にて不足を生ずる場合は過剰人員を召集し前記交代制と以て警防に當らしむ。

。平時に於ける通常火災警防には各有防班を以て之に當らしむ。

八 設備概要　警防団施設概要

区別	施設の種類	慈恩寺分団	本分団	原分団	竜分団	伯光分団	三河分団	四軍分団	本部	計
消防器具	ガソリン噴霧	一								一
	腕用喞筒	一								一
	自動車	一								一
	手ポンプ車	一								一
	吸管	六		三		三				一二
	ホース	五	十〇			六				三一
	火鳶	四	四	四		五				一八
	手鳶	三	六	四		一〇				二四
	梯子		一	一		一				四
	竹ザオ	四		一		二				二
	筒先	四	一	二		二				八
	縄梯子	二	二			二				八
	刺叉		一			一				二
	水嚢	八				五				二三
	器具消防	一	一	一		一				四
防空資材	防毒面							二		二
其他器具	警鐘	一	一	一			一			五
	警鼓台									四

二、豫算

年額　二百三十一圓（村費負擔）

内譯　出動手當　一四十円
　　給料　五十六円
　　負傷手當　十三円
　　雜費　三十二円

乙、大日本婦人會朝倉村支部

イ、沿革

明治廿七年　愛國婦人會結成

昭和十年一月廿四日大日本國防婦人會結成

昭和十七年五月三日從來の愛國婦人會並大日本國防婦人會解散

仝　年仝　日新に大日本婦人會朝倉村支部結成

ロ、目的（支部規則第二條）

本會ハ高度國防國家体制ニ即応スルタメ皇國傳統ノ婦道ニ則リ修身貞家奉公ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス

ハ、事業（支部規則第二條）

本會ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

○國體觀念ノ涵養　婦德修練ニ関スル事項

○國防思想ノ普及徹底ニ関スル事項

○家庭生活ノ整美刷新並非常事態ニ備ヘル事項

○次代國民ノ育成　家庭教育ノ啓發ニ関スル事項

○軍人援護ニ関スル事項

○國防上必要ナル訓練ニ関スル事項

職分委公　隣保協同ニ関スル事項
財産関係ニ関スル事項
其他必要ノ事項

役員組織（支部規則第三條）
本支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長　一名　副支部長　四名
理事　六名　幹事　七名　顧問　八名
審査員　十名　監事　三名

不会員数（昭和十七年八月現在）

	支部長	顧問	副支部長	理事	幹事	審査員	副組長	計
大字								
慈恩寺	一					四	一八	二二
脇本		二	一		一	一	五	一
黒崎		二	一	二	一	一	一二	二
竜谷				一		一	三	三
若狭				一		一	三	五
狛		二	一			一	五	九
笠間		二	一		一	二	一四	一二
安田				一		一	二	四
計	一	八	四	六	七	二	五一	九八

（会費（支部規則附則）

会員は一ヶ年六拾銭の会費を負担す。但一ヶ二人以上会員ある時はその一名は全額他は半額とす。

3. 朝倉村軍友会

朝倉村軍友会は昭和十一年十月三日発会式を挙げ本村在籍又は在住者中の退役軍人及び傷痍軍人を以て組織す事務所を朝倉村役場内に置き奈良聯隊区司令部指導監督の下に経営しつゝある。

イ 目的（軍友会規約第五條）

○聖諭を奉戴し、本村在郷軍人分会を後援して其の健全なる發達に努めるものとす。

○会員相互の親睦を図り一致団結し社会の公益に資し風教を振作し恒に国民の先覚者たるべきものとす。

○国家有事の際奉公すべき本村在郷軍人分会の事業を継承するものとす。

ロ. 事業（規約第六條）

前条の目的を達するため本会は本村在郷軍人分会と常に密接なる連絡を図り各種分会事業を一層効果あらしむる如く事業を計い分会事業に協力又は援助す。

ハ 役員（規約第九条）

本会に左の役員を置く

会長　一名　副会長　三名　評議員　十三名

理事　一名　幹事　一名

各大字毎に班長を置く　班長は班員の互選とす。

一 会費（規約第十六条）

会員一人につき一ヶ月金五拾銭を徴収する

4. 朝倉村翼賛壮年団

昭和十七年二月八日結成　事務所を大政翼賛会朝倉村支部事務局内に置く

目的（第二条）

本団は大政翼賛会の指導下にその一翼として地域職域に於ける大政翼賛運動に挺身することを以て目的とする

事業（第三条）

本団は前条の目的を達成するために左の事項を実践する

一 国民精神の昂揚　二 時局認識の徹底　三 聖戦遂行への献身

四 国策遵守への献身　五 地域的翼賛体制の促進強化

六 戦時生活体制の速成　七 国防思想の普及　八 銃後奉公活動の活化

九 其他翼賛奉公の実践に必要なる事項

役員（第四条）

名誉団長　団長　副団長　一名　理事　五名

名誉団長は大政翼賛会朝倉村支部長をあてる

二 経費

経費は団費補助金　其他の収入を以てこれに充つ

5. 大日本傷痍軍人会[illegible]村分会報告[illegible]

昭和十二年七月十六日結成。事務所を本村役場内に置く

イ 目的(規則第二条)

本班は大日本傷痍軍人会の指導精神の徹底を期スルト共に連絡を密にシ班員相互の親睦を図り修養に励ミ再起奉公の実を挙ゲルに必要ナル資質の向上に努ムルを以て目的トス。

ロ 事業(規則第四条)

本班は前条の目的を達成スルタメ左の事業を行フ

○「みくにの華」配付に関スル事項

○傷痍軍人讀本配付に関スル事項

○未入会者調査に関スル事項

○班員の異動其他身上調査に関スル事項

○月例会開催に関スル件

○班員家族の指導に関スル事項

○支部並分会との連絡に関スル事項

ハ 役員

班長 一名　副班長 一名　会計幹事 若干名

ニ 会費

一人年額一圓を納めるものとす。

6. 帝國在郷軍人会朝倉村分会

帝國在郷軍人会朝倉村分会は明治三十九年四月八日に日露戦役出征勇士の祝賀式を以て始まる

イ目的

在郷軍人共の精神を鍛錬し軍事能力を増進しかねて社会の公益を図り風教を振作し国家の干城国民の中堅たるの実をあぐるを目的とす

ロ事業

○毎年一回招魂祭を行ふこと

○毎年一回武術競技会を行ふこと

○其他必要なる事項

ハ役員

会長　一名　副長　二名　理事（二名（内一人を常務理事とす）

監事　二名　評議員　班長　八名　全副長　八名

ニ資産及会計

○下賜金　○村補助金

○財産より生ずる收入　○会費（年額五拾銭）

○其他分会に応じ生じたる一切の收入

7. 朝倉村信用販賣購買利用組合

○玉烈信用組合（大字慈恩寺一円）　明治四十四年創立

○築紫原信用組合（大字脇本一円）　明治四十五年創立

○黒崎信用組合（大字黒崎一円）　仝

以上の各大字単位の組合及び大字竜谷岩坂柏の六大字を合して昭和四年十月一日朝倉村信用販賣購買利用組合を編成し信用部を開始し組合長西崎長太氏就任　続いて昭和八年倉庫事業開始仝年十一月十五日利用部及び販賣事業開始　昭和八年西崎長太氏辞任直ちに尾上伊太郎氏就任現在

昭和九年購買事業開始　有限責任朝倉村信用販賣購買利用組合

定款

第一條　本組合は左の事業を行ふを目的とす。

一、組合員に産業に必要なる資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること

二、組合員に経済の發達に必要なる資金を貸付し及組合員と同一の家に在るもの、公共団体又は営利を目的とせざる法人若は団体の貯金を取扱ふこと

三、加入豫約者の貯金を取扱ふこと

四、組合員の委託をうけその生産したる物に加工し、又は加工せずして之を販賣すること

五、組合員の産業又は経済的に必要なる物を買入れ之に加工し、若は加工せずして、又は之を生産して組合員に賣却すること

六、組合員として産業又は経済に必要なる設備を利用せしむること

七、農業倉庫業法により農業倉庫の経營を爲す事

八、米穀自治管理法の規定に依り米穀統制組合事業を行ふこと

第二條　本組合は有限責任朝倉村信用販賣購買利用組合と稱す。

第三條　本組合の組織は保証責任とす

第四條　本組合の区域は奈良縣磯城郡朝倉村とす。

第五條　本組合の事務所は之を奈良縣磯城郡朝倉村大字慈恩寺拾番地に置く

第十一條
出資一口の金額は金三拾圓とす
第十二條 組合に理事十名 監事五名おく
定期總会は毎年一回二月之を開く 臨時總会は左の場合に於て之を開く
○理事が必要とみとめたる時
○監事が産業組合法第三十四條に依り必要と認めたる時
○理事の欠けたる時
○産業組合法第二十三條に依り組合員より總会招集の請求ありたる時
第十三條
本組合に信用評定委員二十一名を置き總会に於て組合員中より之を選
信用評定委員の任期は二年とす。
第十五條
本組合に於て販賣する物の種類左の如し
一 米 二 大豆 三 まゆ 四 果類 五 柑橘
第拾總会の決議を経たる物
第十五條
本組合に於てなす加工左の如し
○米麦の精白 乾菊の殺蛹 縄の仕上
○其他總会の決議を経たるもの
第十六十三條

本組合に於て賣却する物の種類左の如し

●農業用地　産業用機械器具　家具及其の材料　建築材料

●肥料　家畜　家禽　煙草苗　蚕種　煙草　酒類　履物類　紙類　乾物類　茶　織物類

●味噌　醤油　鑵詰　砂糖　塩　雨具　類　薪炭　石炭　卵肉　金物類　文房具類

糸類　其大小類

小間物類　荒物類　石油

●其他總会の決議を経たる物

第六十四條

本組合に於てなす加工又は生産左の如し

●肥料の配合　蚕種の催青　煙草の飼育　製綱　味噌又は醤油の醸造

●家畜又は家禽の飼育　家具の製作　煙草苗の生産

第七十四條

本組合に於て設備するもの左の如し

●農業用地倉庫　集合場及其の附屬設備　籾摺

●種畜　産業用機械器具

●其他總会の決議を経たるもの

第昭和四年度末

組合員　三二七人　貯金高　一二四、四〇六円　なりしも昭

和十六年度末現在貯金高は左の如き激増をみたり

○組合員数及出資口数

前年度末現在		本年度末現在	
組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
三二七人	一、四〇六口	三二七人	一、四〇六口

区域内現住戸数　三八七戸

組合員数　三二七人

○預金の預入及拂出

前年度末現在	本年度預入高	本年度拂出高	本年度末現在
三三一、五三二六五	一、二六三、三三九、四五	一、〇五七、一二一、九九	五三七、七四〇、一一

8 朝倉村青ノ年団

1 沿革

男子部は元朝倉村青年団と稱し、大正二年一月十八日発会式を擧り同年自治的に智德の研磨　団員の親睦　体格品位の向上を目的として経営してきた

[illegible]は元東倉村[illegible]人[illegible]大日本[illegible]七日[illegible]を[illegible]
心身の修養に励み婦徳の涵養を以て自發的に各種の事業を経営し来るも
昭和三年朝倉村大字青年団と改称す。而して支那事変大東亜戦争勃発し青
少年団の教育[illegible]関係洵に重大なる時局に遭遇し高度国防国家体制建設の要
請に即応しむる為従前のものを解散して大日本青少年団に結成せら
れこの統制下に属する事となり昭和十七年四月二十九日朝倉村青少年団
を結成す。

第一章 団則

第一條　本団は朝倉村青少年団と称す。

第二條　本団の事務所は基隆市民学校におく

第三條　本団は皇国の道に則り朝倉村村内男女青少年に対し団体的実践
修錬を施し以て国民的性格を涵養し以て負荷の
大任を全くせしむることを目的とす。

第四條　本団は前條の目的を達成する為左の事業を行う
村内基本団の目的達成に関する事項
其他本団の目的達成に必要なる事項

第五條　本団に左の役員を置く
団長　一名　副団長　二名以内　必要に応じ顧問　審議員　参
[illegible]各々若干名を置くことを得

第九條　本団の経費は補助金の他の収入を以て之に充つ

第八章 単位青少年団

第一條　本団は基隆市[illegible]基隆女子青年団　基隆少年団と称す。

○第二條　本団の事務所は黒崎国民学校に置く

○第三條　本団は皇国の道に則り団員に対し団体的実践鍛錬を施し共励切磋不拔の国民的性格を錬成し以て負荷の大任を全くせしむるを目的とす

○第四條　本団は前條の目的を達成する為左の事業を行ふ
　団員の教養訓練に関する事項
　幹部の養成に関する事項
　青少年教育（少年団指導）の調査研究に関する事項

○第五條　其他本団の目的達成に必要なる事項
　本団は黒崎青年学校通学区域に在住せる青年を以て組織す団員は左の如く区分す
　青年学校生徒及び十四才乃至二十才の青年男子通学区域に在住する十四才乃至二十五才未満の女子青年
　国民学校三年以上の児童を以て組織す

○第六條　本団は村内部落の区域に従う分団を設く分団長は団長之を任命す

○第七條　分団は概ね団員五名乃至十名を単位とし之を班に分つことを得
　班長は団長之を任命す

○第八條　本団に左の役員を置く
　団長　顧問　若干名　副団長　二名　審議員　若干名

○第九條　団長は青年学校長（国民学校長）の職に在る者にして奈良県青少年団長の任命せるもの之に当る　団長は統轄す団長事故ある時は

○第十四條　団長の指定したる副団長其の事務を代理す

本団は団務執行のため左の部を置く

庶務部　訓練部　教養部　産業部

奉仕部　興亜部　（女子……家政部）

各部に関する規定は別に之を定む

○第十五條　本団の経費は補助金　寄附金　団員の醵出金其他の収入を以て之に充つ

一四　宗教

大字名	慈恩寺	聊本	黒崎	亀谷	狛	岩阪	安田	笠間
融通念佛宗	一二二	三七	六五	二七	一九	一三	一二	八
天理教	一一	八	一		四	一〇	四	三
禪宗	二							三七
淨土宗	一三	一	七					
眞宗	一一		一					
眞言宗	四	一						
日蓮宗	三							
神道	一	一						
無宗	二		三					

附

村民の大部は佛教の信徒である。就中　融通念佛宗の斷然多いのは本村としての特異な点である。しかし心静かにその信仰状況を見るに現在統計表に表はれた結果とは決して一致してをらない。何故かと言ふに古だ祖先が信仰し来たつたそのまゝを受継今に至つてゐる居てある。佛事などは皆その宗派で営み　事実信仰してゐるのは　真言宗であるやうに見受けられる。

神社　寺院に対する村民の態度は非常に勝れてゐる

各寺々の宗派はかしこの消極的と思はれるほどで自己の檀家なり宗派なりを広めやうとするやうな傾向はなく試に互に協定をよく守つて居られると言へばそれまでであるが又一方多少時代に適しない点もあつて一般村民は余り何の宗派に属して居つても問題として居らぬとも観られるのである。

一五　神社

社格	社名	所在地	祭神	祭典日
村社	白山比咩神社	黒崎字宮の本	白山比咩命 菅原道真	九月二十日
村社	春日神社	勝本字浜内	太玉命 天児屋命 天鈿女命	一月十三日 九月十三日
村社	玉列神社	慈恩寺字赤井谷	玉列玉子	九月十三日
郷社村社	三輪神社	龍谷字ワノ	大物主櫛甕玉命	陰暦 九月二十七日
村社	稲荷神社	狛字ホリ辻	宇賀魂神	九月二十四日
	十二神社	名阪字垣外	國常立神 豐雲野神 宇比地邇神 須比智邇神 角杙神 活杙神 意富斗能地神 大斗能辨神 於母陀流神 阿夜訶志古泥神 伊弉諾神 伊弉冉神	九月九日
村社	櫻實神社	笠間字池田	大宮能賣命	十月十五日
郷社	素戔嗚神社	慈恩寺字八王	素戔嗚命	陰暦 六月七日
村社	鶴山神社	安田字宮山	藤原鎌足	十月十六日

1 白山比咩神社　（朝倉村大字黒崎小字宮の本）

社格　村社

祭神　白山比咩命　菅原道真郷相殿に座

例祭日　毎年九月二十日

境内坪数　二百五十九坪

社傳

當社は昔白山より白山比咩神社と稱し奉り白山比咩神を勸請し相殿に菅原道真郷の靈を安置し奉る。毎年陰暦九月二十日の例祭日には村長参行し奉仕せらるる。勸請の年代は古文書等に判明せるものを見ると天正五年以前の創立に係るものらしい。

2 春日神社　（朝倉村大字脇本小字垣内）

社格　村社

祭神　太玉命　木像座像　一尺七寸八分

天児屋命　木像座像　九寸五分

天細女命　木像座像　一尺七寸八分

例祭日　毎年一月十三日　九月十三日

境内坪数　二百四十五坪

什寶及器物名稱

神鏡　長二尺三寸　一本

三面　直經　五寸

御絹蓋　壱個

龍頭　壱個

台付　一面　直經　一尺

金燈籠　壱対

陶器狛犬　壱対

石造狛犬　壱対

石鳥居　壱基

石燈籠　八基

木造鳥居　壱基
長柄傘　壱本

石造手水鉢　壱基

社傳
朝倉村字本に鎮座し奉る春日神社は中臣遠祖天児屋命、忌部遠祖太玉命、猿女君遠祖天鈿女命の三柱神の分靈を祭祀せらる。奉仕の儀は明治維新前迄越家神主代々神勤するところとなり、其の後専任の社掌を設置せられるに於て、當職は規定の祭儀に奉る日々奉仕せられる。社殿は元明以後数拾回の修補有りきと。畏れ多くも國寶とも崇め奉る御像を拝し奉るに今を距る千百年の歳月を経給ふ大神の像におはしますとか。

3 玉列神社（朝倉村大字恵良字小字柴牛谷）

社格　村社
祭神　玉列王子　天物主神の御子
配神　天照大神　春日大神
境内坪数　大百八十六坪
境内神社四社
　桜戸社　祭神　桜戸四柱
　琴平神社　祭神　大己貴命
　猿田彦神社　祭神　猿田彦命
　愛宕神社　祭神　火産霊神

例祭日　九月十六日
什宝器物　縮緬紫幕　壱　總紋紐付　壱幕
石鳥居　壱基　木鳥居　壱基

石燈籠　二十基　　石狛犬　四基
石ヶ水鉢　壱基　　高張提灯　四十張

社傳
當神社は明治維新迄は事跡詳かならずと雖も或日書に曰く醍醐天皇延喜の制大神祭日に幣料として絹帛壱丈五尺を奉ふれたることあり。當神社は延喜式に載するところの玉列神社である。元来當社は慈恩寺村に於て村社氏神とし崇祀保護し来れり。然るに明治十年三月大神神社攝社に定められたるを以て爾来本社より奉祭を管理す。

4 三輪神社　(朝倉村大字龍谷小字ヶ丁)

社格　指定村社
祭神　大物主神雄尼玉命
例祭日　陰暦九月二十七日
境内坪数　千五百十五坪

社傳
當社は官幣大社大神神社の御分霊を鎮祭せられたるところにして境内の壱千五百拾五坪中にある山林の神木を以て御神霊を崇め奉ること大神神社に擬ひたり。以て世の人神地を指して禁足地と唱へ奉る。御も該村は素より大神神社郷内に属し古来同神の関係多き神社にして天正其以前より此の龍谷へ勧請せし古社たること明白である。

5 稲荷神社　(朝倉村大字狛ホリ辻鎮座)

社格　村社

祭神　宇賀魂神

例祭日　毎年九月二十四日

境内坪数　三百七十七坪

境内建物本殿　拝殿　社務所　石鳥居　石燈籠　四基

石手水鉢　石基

社傳

當社は古来朝倉村狐に鎮座し創立年代の古き事を考へると天正以前のものなりと云はれる。古老の傳説且古文書の保護せるものを一見して古社たるこゝろ論ずべし尚藤原氏杉橋其の他の大樹を以て其の社の古さを知ることが出来る。

棟札銘

慶長拾七年二月十三日吉辰

奉再興當社稲荷大明神一体宮殿安全祈所

大工都村　與八郎

大工初村　與太郎

名人初也　與七郎

慶安元年戊子九月十七日

長福寺鎮守稲荷大明神本修造稲荷大明神宮殿守的村御宮

大和國式上郡大工泊

瀬澤法兵衛　藤原久京

小工源兵衛　藤原

寛文　元禄　宝永　享保　寛延　宝暦　天明　寛政　文政　萬延

社格　村社
祭神　國常立神　豊雲野神　宇比地邇神　須比智邇神
角代神　意富斗能地神　大斗能辨神
於母陀琉神　阿夜訶志古泥神　伊弉諾神　伊弉冉神
例祭日　九月九日
境内坪数　八拾壱坪
社傳
岩阪井の清泉を汲取り毎年正月元旦に吾大神に神水として献り九月八日御鏡餅掲きの節同井の冷水を汲上げ白米を洗ひ奉るは時の當屋之を奉仕する事を例となせり。
當社國常立神外十一神を齋き祭る余良朝以前の鎮座なるを知る。境内には樹齢八百古木枝を交へ自然に崇厳の神々しさ云はん方なし。

7 櫻實神社　新倉村大字愛間字池田

社格　村社
祭神　大宮能賣命
例祭日　十月十五日（崇神天皇十五年冬十月十五日勅祭なりと傳ふ）
境内神社　素盞嗚神社　祭神　神速須佐男神
水分神社　祭神　天水分神　國水分神
八幡神社　祭神　譽田別神
愛宕神社　祭神　火産靈神
鹿島神社　祭神　武甕槌神
五社神社　祭神　天照大神　天火玉神　大己貴神

天神神社　祭神　天児屋根神
稲荷神社　祭神　菅原道真公
稲倉魂神　保食神

8素盞嗚神社（朝倉村大字慈恩寺字天王）
社格　雑社（無格社）
祭神　素盞嗚命
境内坪数　三百三拾坪
例祭日　陰暦六月七日
社傳
當社は大神神社境内摂社玉烈神社の末社にして本社より五丁西南に鎮座す。明治維新以前は事跡詳らかならずと雖も明治三年八月神職祖頭守屋従五位及広井廣通の兩名神社取調に来る迄は牛頭天王と稱し来れり。其の後出願の上社号素盞嗚神社と改稱す。明治九年迄は當村住人奔良恵之丞者神子職を奉じ祭日には神樂を奏せり。其の後明治十年三月本社玉烈神社大神神社摂社に定められてより以後大神神社より毎年の祭典を執行せり。其後二拾四年神社調の後無格社となり又社掌を置かるゝに於て當村社の社掌祭典を執行せられる。

9諏山神社（朝倉村大字安田字宮山）
社格　村社
祭神　藤原鎌足公神
例祭日　十月十六日

古老の傳説

創立仁和二年冬拾月十六日の鎮祭と由傳ふ尚本社の社号も其時より誤山神社と称し来りしに御維新に付社号御改めの際誤て定和神社と改称せしは誤りならんか則ち誤山なる事至當なりと傳ふ尚本社は允字誤山高の名は堂山とかふ所に在りしを中古に於て事故ありて現今の所へ移轉すと言ひ傳ふ其の後衰微して明治六年四月村社に例しらる。

10 天理教長谷川分教会（朝倉村慈恩寺二九六番地ノ二）

主管者　清水清治郎

創立月日　明治三十五年十月十一日

創設者　清水虎次郎

主なる布教地

創立當時は初瀬谷及倉橋谷現教線、東京市内、大阪市内、京都市内に部下教会を有し縣下にも磯城、山辺に教線を延ぶ。

教勢

東京部下教会七ヶ所、大阪部下教会三ヶ所、京都部下教会六ヶ所、縣下部下教会八ヶ所、布教所五ヶ所、一（長谷川教会共）三十五ヶ所、部下教会も現在は何々教会と称す。教会は信徒を百戸以上とす。布教所は教会迄に教勢満にさるものなり。

朝倉村内の石燈籠

朝倉村内に於ける燈籠集計表

大字慈恩寺　五四基
脇本　二五基
黒崎　一三基
龍谷　三基
岩阪　八基
狛笠　六基
安間　六基
田　四基
計　一百九基

大字慈恩寺					
所在地	型	基數	特徴	銘文	
櫻本明神社	祓殿	一	朝倉村最小	嘉永五子年六月吉日	氏名略
下の町	仝	一	撮み耳	万延元庚申九月吉辰	仝
下の町	春日	一		明治十年五月吉日	仝
嘉吉神社	祓殿	一		安政二卯六月吉日	仝
仝	仝	一		明治三十二年一月立	仝
仝	仝	二		文化四丁卯年五月吉日	仝

奉鎮座鳴神社	板殿	二	柘植	昭和六年七月	氏名略
五、列神社	自然石	二		文久四子正月吉日	〃
〃	祓殿	二		明治三十二年一月建之	〃
〃	〃	二		明治三十一年十一月建之	〃
〃	〃	二		明治三十二年一月建之	〃
〃	〃	二		慶應二寅年正月吉日	
〃	〃	二		慶應二寅年八月吉日	
〃	寿日	二		寛政九丁巳歳九月吉辰	
〃	祓殿	二		大正二年一月建	
〃	〃	一		安政二卯年六月吉日	
〃	〃	一		明治三庚午正月吉日	
〃	春日	二		明治十七年一月建之	
〃	〃	二	小柘植	昭和三年十一月十日	
〃	祓殿	二		明治三十二年一月建之	
〃	〃	二		明治四十年大月建設	
〃	〃	一		九月吉日	
〃	〃	一		維時文政三庚辰年十二月	
〃	〃	一	軒厚	万治四辛巳年二月吉祥日	
〃	〃	一		明和四年丁亥九月	
〃	〃	一		明治〃十六年九月	氏名略
〃	〃	一		明治三十三年二月	〃
〃	〃	二		文久四子年二月吉日	〃
〃	〃	一		明治二十六年二月	

玉列神社	被殿	二		明和七乙酉三月
〃	春日	二		明治三十八年一月建之
〃	〃	二		明治十五壬午年二月
〃	被殿	一		明和四年丁亥九月吉日
〃	春日	二		安政四丁巳年二月吉日
〃	被殿	一	軒厚	万治三年五月吉日
上の町道端	〃	二		天保二年卯年九月吉日
赤井谷子塾	自然石	一		無銘

大字 原本

春日神社	被殿	一	軒厚	春日明神 [illegible]
〃	〃	一		文政六年正月建之
〃	〃	一		文政十一年戊子九月吉日
〃	〃	一		文化七庚申年九月吉日
〃	春日	一		寛政元年八月吉日
〃	〃	一		寛政元年八月吉日
〃	〃	二		明治四十八年一月吉日建之
〃	〃	二		文化十二年一月元日
〃	被殿	二		明治三十六年一月建之
〃	〃	二		明治二十六年九月建之
〃	〃	二		宝暦六丙子天九月吉日
〃	〃	一		大正十二年一月一日
〃	〃	一		天明三癸卯年
〃	〃	一		昭和十六年九月十一日

日隈道祖神社	拔殿	一			寛延二己巳年三月吉日
仝 岩倉	仝	一			文化十（甲戌十一月
仝	仝	一			文化十（甲戌十二月
子			軒厚		元禄 丙子天
	大字		黒崎		
白山神社	拔殿	一			寛政六寅九月吉日 氏名略
仝	仝	一			宝暦七丁丑歳三月吉日
仝	仝	一			大正八年十一月
仝	仝	二			明治十五年一月吉日
仝	仝	一	軒厚		正保三年丙戌九月吉祥日
仝	仝	一			寛保元辛酉年三月吉日
仝	仝	一			昭和十二年一月
仝	仝	一			宝暦七丁丑歳三月吉日
仝	春日	一			天保十四年癸卯九月吉日
仝	仝	一			安政五年第八月 日
	大字		龍谷		
三輪神社	拔殿	一	軒厚		寛文七丁巳年九月吉日
仝	仝	六	松樹		大正六年十月廿七日建立
	大字		岩坂		
牛頭神社	拔殿	二			天保十七丙午歳正月吉日
仝	仝	二			文政六癸未年二月吉日
仝	仝	二			明治二十六年癸巳十二月吉日
仝	仝	六			明治三十三年庚申正月吉日

大字	狛			
長福寺	祓殿	二		天保六未年八月吉日
稲荷神社	〃	一	新厚	寛保二壬戌年
〃	〃	一		寛文七丁未二月吉日
〃	〃	一		文政五壬午八月立之
〃	〃	一		明治三十二年子九月吉日
大字	芝間			
新宮神社	祓殿	二		明治二十六年十二月
陽雲寺	祓殿	一		安政五龍李龍
櫻宮神社	春日	一		無銘（徳川初期）
〃	祓殿	二		天保二卯年十二月吉日
大字	安田			
談山神社	祓殿	一	新厚	寛文第九□歳六月吉祥日
〃	〃	一		延宝五丁巳十月吉日
〃	〃	二		文久二戌四月吉日

石燈籠中　附記　銘の　二　三

1　奉造立南無春日大明神　千時　寛永　和孫式上郡脇本村宿元中教日

4　奉造立庚申餘所宮社　石燈籠　寛文第九□歳　六月吉祥日　城上郡　安田村教日　筆者　有遍

2

奉寄進白山社　施主　敦清　黒崎村

正保三年天九月吉祥日

3

奉寄進神前石燈籠　願主

五月吉日　深教房

万治三　年

5

天照皇大神宮　寛保二年　戌年

奉納伊勢参宮三十三度供養　施主　富村與市郎

永代常夜燈子孫繁昌日祈所　願主　音清

（秋山竹司郎　銅）

一六　寺院

山号	寺名	宗派	本尊	所在地	檀家
	谷の防寺	曹洞宗	阿弥陀如来	慈恩寺	一八〇
マンゴエ山	龍谷寺	融通宗	子安地蔵尊	龍谷	
	長福寺	真言宗	十一面観世音	狛	八
	地蔵院	大念仏宗	子安地蔵尊	名取	一五
	妙樂寺	融通宗	阿弥陀如来	脇本	五〇
	慈光庵			黒崎	
	陽雲寺	曹洞宗	聖観音	笠間	

1 谷の防寺（朝倉村大字慈恩寺）
宗派　曹洞宗
本尊　阿弥陀如来（この本尊は今良縁でも有数のものなりと）
境内坪数　百四拾八坪
檀家戸数　百八拾戸

沿革
磯城郡誌に曹洞宗の大寺院にして（慈恩大師の用基に係ると、大和名所圖繪に焼慈恩寺、慈恩寺村にありと記さ）慈恩寺の小字名に堂所、千防寺谷の坊寺、垣内、門戸、七堂屋、中倉、木戸、油田等の地名存するを以て往昔寺院ありと認するを得るも判然とせず。然るに最近堂所出土の布

目瓦及東京高橋健自博士所有の慈恩寺出土瓦によつて奈良朝平安朝時代に存在せしを推定し得られる。然るに中古吉野朝時代に至りて南朝の忠臣西阿公城により営繕之に来たせし為其の時に廃寺となりたるものと思はれる。現在の慈恩寺は主として徳川時代の創建にして本尊阿弥陀如来脇立八幡弘法大師一体合祀せられる。

2 龍谷寺（朝倉村大字龍谷）

山号　マヽ山（安玉山）

宗派　融通宗

本尊　子安地蔵尊

由緒沿革

龍谷寺は其の以前宮寺（神宮寺）でありしと京保二十一年出版の大和史中の八ヶ寺の中にこの龍谷寺の名も見る事が出来る事によりても古は相等なる寺でありし事がうかゝはれるが今では長谷寺を残し他は皆廃れてゐる。本尊に地蔵尊、薬師如来、不動明の三体を祭祀せるも其の本尊は今に安置し、天文時代に子安地蔵尊を祭れるのみ、この子安地蔵尊は天文時代の有名仏師の彫刻によるものでお顔は他に類の無い立派なものである。この地蔵尊は安産の守護神として世の女人の為大繁昌をなしてゐる。

3 長福寺（朝倉村大字狛）

宗派及寺格　真言宗真言派總本山長谷寺末寺

本尊　十一面観世音

境内坪数五十坪

建造物　瓦葺木造一棟
什宝物　大日如来像　大師像　浄阿上人の像及不動尊　地蔵尊像
釋迦の大掛畫
八戸

檀家
由緒
同寺は今より六百年程前浄阿上人が長谷寺建立の同用材にて本尊を自ら彫刻せられしと云傳ふ。浄阿上人は狛越前の守の御倉第にして武門より仏門に入られ長谷寺の管長となられ後出きながらにして仏滅せられし名僧なり。

4 地蔵院（朝倉村大字岩坂六八九番地）
宗派及寺格　大念仏宗四等
本尊　子安地蔵尊
什宝物　地蔵菩薩御塑像　文殊菩薩御塑像
役の行者御塑像　弘法大師御塑像
釋尊御涅槃御画像　普賢菩薩御塑像
拾五戸　大日如来御石像

檀家
由緒
古へより子安地蔵尊とし奈良縣下遠くは大阪府方面より祈願するもの多い

5 妙樂寺（朝倉村大字脇本）
宗派　融通派

本尊　阿弥陀如来
檀家　五拾戸

6慈光庵　（朝倉村大字黒崎）
白山神社の上山手にあり庵は元墓地なりしを明和年中神霊を遷すの恐れありと云ふを以て他に移し跡に庵を営みたりと云ふ。

7陽雲寺　（朝倉村大字笠間）
曹洞宗の末寺にして寛永十八年乙未八月五日創立し聖観音を安置せり。
別に真造庵といふ尼寺あり。

一七、名所舊蹟

1. 泊瀬朝倉宮

古事記下巻大長谷若建天皇の條に「大長谷若建命天の下治しめしき。」と　又日本書紀十四大泊瀬幼武天皇の條に「十一月。壬子朔。甲子。天皇有司に命せて壇を泊瀬朝倉に設けて即きたまふ。……」とあって記紀に大長谷若建天皇　大泊瀬幼武天皇の位と申し奉るは第二十一代雄略天皇の御事で天皇は泊瀬朝倉の宮に坐し居したまふてあまねく天下をしろしめされたのである。

今その宮址を拔ずるに帝王編年記に「朝倉の宮は大和國城上郡磐坂谷也」忘圃繪に岩坂黒崎の間にあり。陵墓一隅抄に「岩坂黒崎の間即ち磐坂の谷にして泊瀬より南十八町傳助屋敷と称するところ是れ皇居の遺跡なり」とあって「磐坂谷こそ正にその宮址なるべき」と云ふものもあるが近代の書籍では宮址を黒崎の地とするもの多く亦宮址傳称の地として称へられるところ(1)大字黒崎天ノ森(2)大字岩坂七越辺(3)金十二神社の地などあってその何地なるかは遽に断定し難い。何れにしても姓氏錄秦忌寸の條に「秦公酒大泊瀬雄武天皇の御世倭国に遣はされて秦氏を率て養蚕織絹して貢進りしに、天皇喜ばせ給ひしけらく　昔洞王の時に秦氏を以て秦氏を率て一万八千六百七十人を得て遂に酒に賜ひき。爰を以て秦氏を率て一つも在らず。天皇　使　小子部雷を遣し　大隅阿多の隼人等を率て捜推鳩集檢めたまはむことを請ふらくは　勅使を遣して招集檢めたまはむことをまをす。天皇　秦氏九十二部　一万八千六百七十人を集めしめたまひ　闕に詣でて　盞に盛り　丘の如　山の如　朝廷に積蓄みみければ　天皇喜ばせ給ひ

て、特に寵命を降したまひて、禹都萬佐と曰ふ號を賜ひき。是は盈積み利益有る義なり。諸の秦氏を役ひて、八大の大藏を宮の側に構へて其の貢物を納めしむ故れ、其のところを名けて長谷朝倉宮と曰ふ。とあることに依って、大泊瀬稚武天皇の朝には、殖産大いに進み、物産かに國富み榮えたことがうかがはれるのである。

資に我が國上代の文化は此の御代に至って發達其の極に達し、産業亦著しく進歩したのである。天皇が産業の國運の發展には眞に意ぜられて、先づ養蚕を興さうとされて、后妃に桑を摘み、蚕を養はせたまふたのも茲朝倉の地であり、秦の貴氏の敎化せし者が蚕に絹を織つて、貢物をしたので、新に大藏を築いて之を納め、國貴豊かにな「て、始めて皇室の御用度と政府の用度を別にして、國家經政の基礎を確固のものたらしめられたのも茲朝倉の宮であったのである。よって我が材木朝倉の名は、秦氏の貢物によって建った倉、即ち秦倉から轉化してはつたものであるといふ説があって輝しい由來と遠い歴史に映ゆる由緒を持つものなのである。又二階作りの家が初めて出來て、人々は之をながめて驚きに打ち倒れる者さへあったといふのもこの朝の文化の發達のあとを物語って居る。思ふに當時我が朝倉の地が、國の宮所として、文化の發達に伴ふ繁昌皆その生を樂んだことが想像されて、懷古の情まことに深さを覺えるものがある。

長くも泊瀬朝倉宮にまして、天の下しろしめし給ふた雄略天皇は、非常に英邁の御方であらせられ、豪邁潤達且仁慈にわたらせ給ふたのである。葛城の山に獵遊ばされた折のことや、爾をとらへられ、一言主神と問答せられた話は、よく其の豪邁潤達の御氣象を物語り、小子部螺嬴

の物語は、天皇の御仁慈の程を傳へて餘すところがない。豪邁にわたらせたまふた天皇は度々獵におでましになり又吉野をはじめ各地に幸なさつた事を今われらが生きるなりはひの土地であるといふことは、如何に吾々にうるはしと誇を與へてくれることか。ふ子部螺贏の物語に至つては、畏れ多いことながら春風駘蕩心からの嬉しさを禁ずることが出来ない。あれを思ひこれを考へる時、天皇の御盛德は悠久一千五百年の時を超克して吾々の心に無限の育みを垂れ給ふ感激を畏懼觀喜せずにはいられない。

2、外鎌山

本村南西の地、櫻井町忍坂と本村慈恩寺との境に聳える山容見るから秀麗な山が幾多の物語と史話に富む外鎌山である。山名は高圓山とも、高天山とも稱し、山容屹立して嶮峻その登攀頗る困難である。現在は山北本村に面したところは樹木なく、東竜谷の山に連り亘り頂上に數十坪の削平した平地がある。西南側には松樹密生し廣く四周の峯巒は素よ里、大和平野の東南隅を一望にさめて、景勝頗るすぐれてある。

當山古くは忍坂山と称へられ、奥津城の地で近傍に古墳が多い。先人の永眠安住の地であつたのであつて隱國の長谷の山、青垣の忍坂山は走出のよろしき山、立出の妙しき山で惜しき山の荒まくをしも（萬葉集）

は、先祖の靈所に捧げる無限の愛慕の情を、胸をさく思ひを述べたものである。又

敷島や　高月山の　雲間より
　　光さしそふ　弓はるの月（新古今集）

静かな夜　まどかな月にうつし出された高月山に寄する古人の感懐如何ばかりであったらうか。

この山は推古の朝には　聖徳太子の勤王に外鎌の山こそ、金剛童子の山々と帝の哀愍を繋げば　誠忠両河の道を永へに物語るものであることを知るであらう。共に、日本精神を、国民の　両河の誠忠は楠公父子のそれに比すべく、父子相共に吉野の帝の御為に殉じ、寡を以てよく足利の衆を支へ　吉野の南の護に任じて、終に力の盡くるところ、こゝ外鎌の山に尚御代の安からざるを憂ひつゝ、花々しく散り去つたのである。即ち後醍醐天皇の御代、北條高時の乱鎮つて、世は国始めの古き姿にかへつたのもつかの間、やがて足利尊氏反して乱を起すや、衆に先んじて官軍に投じ　早速賊軍討滅に力をつくし、遂に父子吉野廷に命をさゝげて相果てたのである。而も京賊を脅威して　其の安否に関するところなりと迫に活躍して　敵膽を震駭せしめたるは、吉野朝の勢力最も弱微せし時なのである。即ち吉野朝の柱石と頼まれた精忠無雙の楠木正成は湊川に戰死し　官軍の總大将たる新田義貞は北国の経略に敗れて　越前藤島の原頭に惜しむべき最期をとげ、奥羽の總帥北畠顯家は大軍に將として、鎌倉を破り進んで京賊を一挙に撃破せんとしたが、天運未だ至らず　遂に摂津の辰巳に陣歿し、吉野の廷臣吉田廷房坊門清忠等相次いで病死し、南風甚だ競はず　後醍醐天皇亦恨

を南山の杉土に止めて神去り給ひ、御年僅か十二才の後村上天皇御位に即き給ふて、衆情最も沮敗せし時なのである。天意安らかならず、宮軍振はざるの時、京賊に其の心膽を奪ふ程の活動をした西阿を如何に頼もしく御意遊ばしたことであらう。情しむらくは西阿も又たふれ、子良圓後に楠木正行と共に、四條畷に力盡きて自刃して相果てたのである。

西阿は北の活躍にあたつて戒重河合安房鶏赤尾外鎌の六城を構へて之に據り外鎌山は其の一城外鎌の要の築かれたところで西阿六城中最右翼の山城をなし各城裝次々と破られながら、こゝに最後の奮戰をして、大いに賊軍をなやましたが、衆寡敵し難く刀折れ矢盡きて殘ねたのである。時に興國二年七月三日。今村人達西阿の精忠を偲び年比の月盛夏の山頂に神離を立てゝ、遥かに其の英靈を迎へ、心からなる弔をなし、淺からぬ其の勲功を稱へ、道徳の顯揚に一とめてゐる。西阿の事蹟を繙けば、感泣の涙止めもあへず、其の心膽は物々として我が大和魂を打つであらう。

星移り人代り、世の様はいみじくも改められたが、颯々の風外鎌の山容をかすめ、月美しく其の山上に輝く時、悠久の歴史はなほ一かしむが如く、流くが如く將人憤るが如く、感慨深く皇國の姿を、村のありやうを語つてくれるのである。

3. 新陽明門院山陵

陵墓一隅抄に、宝間山にあり。門院に准三后北畠親房公の女、後村上天皇の中宮源顯子、正平八年六月長谷寺に入りて尼となり、新陽明門院と

号ふと、又大和史料には　此の陵「白川陵」の名にて出、「村上帝の中宮源氏
諱顕子落飾して新待賢門院と号す」の陵なりとある。此の陵墓は明治十七
三年頃の發見にかゝり、笠間街道より北三町の高地に在る。正城周壕百
八十二間、木柵を繞らし東に面して参拝所がある。雑木繁茂して自然に
崇厳の趣をそなへてゐる。

（附）　新陽明門院山陵蔵古文書
　　　

天明七未年四月　　伊三郎㊞

陽雲寺様
庄屋勇助殿
年寄宇右ヱ門殿
惣且中衆中

4 慈恩寺

古昔唯識論派の高僧慈恩大師といへるもの　慈恩寺の地に寺を營みて、曹洞宗を弘めた。寺号を慈恩寺と稱し　現在地名となって残ると傳へられる。當時の寺塔規模頗る廣大なりしと　は碑に傳へられてゐるが、考證の據るべきものなく　べ淋しい次第である。

5 千坊寺

大字慈恩寺の東北部字北山の地にあったと傳へられ、このあたり布目の瓦や唐草模様の瓦蓮華文瓦の出でたることありといはれてゐる。之等の出土品より考へるに　古く奈良の時代に起り平安鎌倉に亘って　在った。寺の如く思はれる。かくて傳説は吉野朝の頃両河が外鎌の城に殘れた時、寺坊之に味方し為に兵火の災に遇ふて焼失したと説つてゐる。即ち今から約六百年前吉野朝廷の砌　慈恩寺の東北北小から北にかけて、千

坊寺と稱する數の僧坊があつた。僧兵両河に味方して賊軍に抗した外鎌城が陥ると賊は二十万に餘る大軍を擁して此の寺に攻め寄せた。僧兵は相次いで三百頑強に抵抗したが殘り僅か十餘名となつた。寺坊續々賊手に落ち敵寡敵せず寺の運命も早や明かである。最期を知つた十餘名の僧兵は、殘つた一堂に集つて最後の軍議にいよ〳〵決死の覺悟を固めたが、其の中にも賊は益々攻め寄せたので到底敵すべくもあらず、一同遂に坊に火を放ち自ら腹を切つて相果てた。火は次第にひろがつて寺塔は殘すところなく灰燼に帰してしまつた。かくて寺はあとかたもとゞめず絶果て慈周寺と脇本との境を流れる子坊寺川は無の川となつて目もあてられなかつたといふ。この傳説たるや如何程史實につながりを持つてゐるものか、或は全く荒唐無稽のものであるか斷定を直にするわけにはいかぬが、子坊寺川といひ子坊寺谷といふ地名のあることや、發掘されたといふ瓦などよりして、寺の存在したことは想像に難くない。しかも其の名の示す如く數多の寺坊が營を並へてゐたものと考へられる。

6

佐野渡（佐野津）

水村の西端三輪所に接するあたり、三輪山の南に出た一脈の山の横が平地に落つるところ山崎といふ。菖蒲幽考に「三輪ケ崎は三輪山の尾崎にして、長谷川流れたり、佐野かわたりもこゝに侍るとかや。」と。即ち山崎は三輪山の岬にして即ち三輪ケ崎三輪山の突角の地の意である。この初瀬川に迫るところを佐野といひ、佐野津は山崎より初瀬川を渡る津頭なの

である、今尚船石船繋松の名殘をとどめてゐる。吹張らしの柄荒涼たる地
実である。「佐野のわたり」は「佐野の渡」ではなくて「佐野の邊」の意味である
といふ説もあるが、山崎から忍坂方面に出る小道に、佐野渡といふ渡場
があったともいひ又その渡の名称「佐野」は神武天皇大和御平定のみざ
り、忍坂方面よりお出ましの折、このあたり一帶の大沼であったところ
天皇はこれを渡らせられて、軍を進めさせられたが、天皇の御名を佐
野命と申し上げたところから その御名に因んでつけられたものである小
といはれてゐる。長谷川は今は水量少く、せゝらぎの音靜かに流れる
流であるが、萬葉の歌に船を漕ぎ上らせたことや、鵜飼したことなどの
見えてゐるのを思ふと往昔は水豊かに流れていた大川であったに違ひ
ない。往還にぎやかであった三輪の街道から忍坂の谷の方へ出る渡のあ
ったこともうなづかれる。長谷の水流は幾變遷時代と共に相貌をかへて
ゐるが、渡のあったといはれる地より数町東 櫻井に通ずる街道に 同
じ名の橋が架せられてゐる。

苦しくも 降りくる雨か 神が崎
狭野のわたりに 家もあらなくに
と讀まれた神之崎狭野は、今は加茂山縣新宮市に入ってゐる地であって
馬とめて 袖うち拂ふ かげもなし
さのゝわたりの 空の中ふぐれ (萬葉)
(新古今)

さ、藤原定家卿が前の萬葉の歌を本歌としてよまれたものである。これ
は謡曲「鉢の木」に劇化されて人口に膾炙し非常に有名である。定家卿の歌
は萬葉の歌を本歌として讀まれたもので、新古今にはかうした類が多く
定家卿又都に居ながらにして、萬葉の歌より想像して詠まれた空想の

歌なりといふものもあるが　當時の貴紳よく長谷詣をしてゐるから定
家卿又この地に杖をひかれて、そぞろ旅のつれづれをよまれたものであ
るともいへぬことはないので、その歌は當佐野の渡をよまれたのだと考
へられるのである。　兎も角佐野の渡は本村古蹟の一つとして忘れ得ない
ところである。

佛事土器の製作所跡

三輪山東南麓慈恩寺領台地で、古代の窯跡が發見されてゐる。出土土器
は多くは土師器か祝部式のものであるが、こゝからの發掘物にはさうし
た類のものは一つもなく、土器から推定されるところによると、燈明台
とか骨壺やうのものばかりである。此の窯跡は我が國最古の市場と傳へ
られる三輪所金屋の海柘榴市と非常な關係を有するもので、平安時代の
有名な文獻林逸抄に

つばいちに至りて御明し事などを用意することにこそ
あらめ、小右記に曰く正暦元年九月八日　長谷寺に詣での時椿市に至り
て御明灯心土器などとゝのへ　御堂にまうでて讀誦を修し布施反　御明
灯かゝげさせ給ひしに」とあり、すなはち約千年前海柘榴市が商業市場
として殷賑を極めてゐたころ、長谷寺に詣でる人たちが燈心土器をこゝ
に求めたもので、したがつて海柘榴市附近には、燈心皿をはじめ佛具土
器製作所が當然あられねばならぬ筈であつたのが　今回海柘榴市跡と称せ
られる三輪町金屋から程遠からぬところで、當時賞賞されたであらう土
器類の發掘出來る窯跡が發見されたのである。

8. 古墳

○丸塚山

既に發掘されてゐる。其の石槨玄室の奥行四米幅一・四五米高さ一・八米なることが辛うじて知ることが出來る。殆ど破壊されてその用石は割って搬出されてゐる。發掘當時石槨入口は土砂で閉鎖されてゐたといふ。發掘にあたって直刀土器多数出土したといはれてゐる。南からのびた一つの支脈の屋上に築かれてゐて、背面及東面は谷となってゐて自然石重疊、円墳と推せらる。構造より見るときは古代穴居の遺跡らしく而して上臣以上の墓制に適ふものである。大字岩坂領にあり。

○兜塚

大字岩坂の東方にある。自然石を以て東方に塚穴があり奥行四一米高さ一・八米強幅一・五米強にして玄室の長さことは特記すべきことであって、羨道を含めた全長は六・四米に達してゐる。玄室は五枚の天井石を横架してゐるが、一般にその用石は小である。羨門の天井石の上面が斜に削られてゐることは他の多くの古墳にも見られることであって羨門の一部は築成當時より露出させてあったものと見られ興味がある。狛岩坂谷に於ける代表的古墳としてあぐべきものである。

○射場の古墳

大字狛の中央に自然石の大石窟がある。即ち射場の古墳で窟上に石の地蔵尊が安置されてゐる。塚穴は南面してゐる。既に發掘されてゐると思はれるが、石垣が築かれてゐるから入ることが出来ない。巨石を用ひられてゐることは、この近傍の古墳中珍らしいことで、思ふに規模の大きかったものと推せられる。構造古代穴居の遺跡のやうである。

○ガンガラ塚
慈恩寺の西城島村との界近く。小字數島にあり附近田圃である。水田中に稍ゝ高く殘されてゐるのがそれであつて、かつて刀劍を出土したといひ、近傍から埴輪様のものを出してゐる。外見構造からすれば古墳と考へられる。

○その他古墳一覽

△大字慈恩寺改
△大字黒崎改
浮谷古墳、川谷古墳、
ボヽ山古墳、フンドシ山古墳、柳ヶ谷古墳、
大谷山古墳、

△大字脇本改
△大字竜谷改
堂ノ奥古墳、
ジョウ古墳、ショウガ谷古墳、下ノ垣改古墳、
コマガシリ古墳、その他

△大字狛改
△大字岩坂改
△大字笠間改
大石山古墳、
七越古墳、
花山古墳、
下リ墓古墳、
その他
瓶越古墳、
三子塚古墳、
瀧ヶ谷古墳、
朋神山
鐵山古墳、
ダツミ坂古墳、
宮山古墳、
白井
埴古墳、
その他

△大字米田改

9、狛城
城跡大字狛カマクラジ岳にあり。山城の國狛に居城せし狛山城守承正四丁卯年焦の所領なる。康岩坂に築城して移住した。狛伊勢守藤原孝澄

[illegible]を經て　狛攝津守に至り越前福井藩主の家老職に就けり。

長者屋敷

長谷寺から南東へ約一八町、大字笠間の北端初瀬町と接するところ峠あり。初瀬方面からこの峠にかゝるところ「ながい坂」といひ、峠を越えて笠間の側は　なだらかな草原になっていて、春は一面に軟かな青草が萠え、所々にふさな雜木が芽をふく。峠に立って北方を望むと、初瀬山辺の山々の重疊して、霞の中に其の嶺をつら和、まことにのどかな中に雄大さのある眺を見ることが出來る。この草原のあたり叢の丸と呼ぶ長者が住んでいたといふので、長者屋敷の地名が殘り、長者の傳説は村人に親しまれてゐる。

叢の丸長者の傳説

今から六百年ばかり前、一人の旅人が何處からともなく來て、こゝにさゝやかな住居を營んだ。そのくらしは極めて貧しかったが　數日たつと旅人は山を降って麓の里に出て、長谷寺に參拜した。翌日から其の旅人の參拜は毎日續いた。貧しいのでお賽錢もなかったと見え、有るか無しの家財を賣ってお金にかへてお賽錢を捧げた。餘程信心深いか大切な祈願でもあったと見える。しかし貧しいので間もなくお賽錢の道に窮してしまった。最后のお賽錢をあげて祈ってくると、さて明日はどうしたものかと明日の賽錢の心配をしなければならなかった。心配しながら廣くもない家の中を跳めわたすのであったが、一目で隅から隅まで目に入るかさな家である。何一つ金にかへられさうなものはない。思い果て

ゝため息ばかりしていたが何ともならない。使ひ古した蓑が庭の片隅にかけてあるが、金にはなるまいと見捨てゝはいたが今はこれでもおあげしようと考へて其の夜は寝についたが又明日の心配である。翌日その蓑をお賽銭に奉拝して飯盛についたが遂には思案に疲れて其の場に眠り入ってしまった。とある石に腰をおろして思案にあぐねた。大きな松の木の幹に自然羊の夢が長々と巻上ってゐて光ってゐる不思議な夢を見た。しかし覺めて見ると、夢に見たまゝの松の木とそれにからむ自然羊の夢が目の前にあった。そんなこれは妙なこともあるものだと、根方の光っていたのに心ひかれて、掘って見ることにした。里に下って鍬を借りて来て自然羊の根本を掘った。すると刃先にふれる堅いものがあって、出てきたのは大判小判のぎっしりつまった大きな壺であった。旅人は驚きつゝもこれは観音様の御慈悲に違ひないと喜んでそれを持ちかへり、大層な分限者となった。蓑の丸は観音様の有難いお授けものだと思って大切にしていたが、日が経つにつれて迷ひが出来て、姑めは有難く思って大切にしていた財貨をあるにまかせて次第に贅沢をはじめた。田畑も澤山買求めた使ひ出し　あるにまかせて次第に贅沢をはじめた。田畑も澤山買求めたが自分は一寸も働かず、専ら人にまかせきりであった。かうして或年の田植にやはり多勢の人に田植をやらせたが今一息ですっかり植え終るといふところで日は早やくれようとした。蓑の丸は富者になって當時餘程驕つてゐたが自分の田が一日で植え終らないのを見ると、是非その日のうちに植えてしまはないと、山の上に立って金造りの扇をかざして、今し両の山に沈まんとする夕日を暫く待ち給へと招いた。日はさし招かれて田植はその日に全部終へることが出来た。しかしこのこと

あつて以来　年々山作打つゞき、作物はみのらずさしもの富者となつた
蓑の丸の家も　二代ならずして衰亡したといふことである。
蓑の丸の繪と木像が長谷寺にあるといはれ　又長者屋敷の南側小高い丘
の上に　長者の使役してゐた牛と馬を埋めたところがあつて、牛の方に
は平たい石を置き、馬の方には高い石が置いてあるといはれていて、そ
の石はそれぞれ牛石、馬石と呼ばれてゐる。
後人小祠を立てゝ其の後を弔つてゐる。
二、蓑の丸長者の他の傳説として
(イ)長谷寺へ参詣の度に蓑の藁一束供へた。
(ロ)参詣の帰途石段のところで、乗一禮を拾ひ之を種子に蒔くとたゝ
ころ　殊の外みのりよくて、石の粟を得、遂に長者になつた。
(ハ)自然芋の根方を掘つて、財宝の入つた壺を得たのは長井坂である。
などあり。又
(ニ)牛石の上には田の元旦に金のとびが出て舞ふ。
(ホ)屋敷あとの稲荷社はもと長者をまつてあつた。
(ヘ)花田といふ字のところがあるがこれは長者が花を作つてゐたところ
である。
などの説がつたはつてゐる。

11. 龍谷長者

大字竜谷四百五十番地に居住して、田畑山林を多く所有し、甚大祭華をきはめてゐた。しかし奢る者久しからずして、家保年間遂に亡んでしまつた。竜谷にこの長者の住まつてゐたといふ傳説地が長者屋敷と呼ばれ、

人民皆の墓地と称されるところがある。この長者に関する遺物として、他に傳へられるものに、長者屋敷と称されるところに、長者の碑といはれる石碑があり、大字黒崎に曼荼羅一軸、大字慈恩寺及福井町大字原坂に六齋念仏がある。

この長者の滅亡については、宇陀ケ辻に字名ジカキと称するところがあるがジカキは遠刑の義で、長者がそこで處刑され相果てたといはれてゐる。

長者の遺物である曼荼羅が黒崎の有になっているのは、長者初め其だ富有であったが栄華をつくすうち、次第になりはてすさび、日々の糧にも困るやうになったので、其の料を得る為に森島某なるものと麦五斗と取換へたところ、森島某その後其の曼荼羅を黒崎村にあげたのである。この曼荼羅は名刹當麻寺の曼荼羅堂に保置されてゐる文亀曼荼羅と殆ど同一の浄土曼荼羅であって、黒崎大字の有として立長の家に代々保管され、頗る貴重してゐる。縦四尺五寸横四尺紙本に荘厳優美限りなき極楽浄土の有様を金泥極彩色で描かれ、下部は夾に十七行の願文銘と天平寶字七年歳次癸卯季夏六月二十三日の年号が金字でかいれてあって、上代人の憧れの世界を如實に、荘厳無比な當時の佛教美術の特色を巧みに描き出してゐる。しかしてこの佛画には天平時代の年号銘が記入されてゐるが、天平のものではなく反刹時代の文亀年間に模寫した文亀曼荼羅當麻曼荼羅の流布版としい心と思はれる点が多くあるといはれてゐる。

大字脇本の氏神社にして、社殿は極彩色の一間社の春日造りである。屋根は檜皮を以て葺かれ、蟇股や向拝の彫刻は立派な桃山時代の様式を殘していて、まことに得難いものである。只社殿がかさいため桃山時代の豪華さは見られないが、後年殆ど手が加へられて居らず、桃山時代の典型を示すものとして、貴重すべきものである。勾欄や階段は後補されたらしく、又彩色や屋根は度々塗換へ葺代へが行はれてゐる。

13. 天誅組浪士の墓

浪士前田繁馬・関為之助二人を葬った墓が慈恩寺墓地にある。繁馬は土佐の郷士、為之助は江戸の力士であるが、夙に天誅組に参加して皇事につくした。既に破れて吉野牛腐の方面から逃れて、笠間より初瀬に出て、中山郷は数名を従へて三輪山に入り、山崎に下って逃れたやうであるが、前田等数名は本村を通り慈恩寺の井村はる良瘍屋に入って憩ひ、酒を呑んでゐたところへ、藤堂藩士等来って前田等は斃されたのである。明治二十九年東西二間南北二間の玉垣を設け、両士の碑を建て、墓前に櫻樹を植ゑて盛に供養を行って、英魂を慰めた。前田は畏くも従五位の恩命に浴したが、聖恩の恭けなさに定めし地下で感涙にむせんであることであらう。

14. 墨染櫻

岩坂の產土神十二神社の境内にある。落雷のため半以上枯れし、新二代

餘殘存してゐる。周囲一丈二尺許せしたる老大木である。奈良朝以前の記念物といはれてゐる。

傳説に昔殿様こゝに至りて美しく咲きにほふ花一片に筆にて墨をつけられしに其の後その櫻樹の花開くや、花瓣に墨條生ずるに至れりと。

15. 銀明水井

十二神社の境内にあつて、深さ六尺直径三尺のふ井であるが、常に清泉湧出して、如何なる旱魃にも水の涸れることがない。湧水十数石の家に飲料水とされてゐる。墨染桜と共に奈良朝以前朝倉時代のいかれて遺物といはれてゐる。大和誌又旁泉として名所の一に数へてゐる。

昔殿様この地に来りて、然されけるに、傍人この泉の水を吸みてさゝげけるに、殿様その水の清澄なるを以て、銀明水の名を與へられけり。之泉名の由来するところなりと語り伝へられてゐる。